

第3期安城市障害福祉計画

平成24年度～平成26年度

平成24年3月
安城市



第3期安城市障害福祉計画の策定にあたり

本市におきましては、平成21年度から23年度までを計画期間とする「第2期安城市障害福祉計画」に基づき、障害者施策の推進に努めてまいりました。

この間、利用者負担の軽減や障害福祉サービスの新体系への移行など障害福祉の制度は大きく変化しており、本年4月1日施行の障害者自立支援法の改正では、相談支援体制の充実・強化、入所施設から地域生活への移行の推進など制度の大きな見直しが行なわれます。

また、安城市においては、障害福祉サービスを提供する事業所も増え、障害福祉サービスが充実してきていますが、さまざまな課題もあるため、自立支援協議会と連携して課題解決に取り組むことが必要となってきました。

これらのことを踏まえ、本市におきましても平成24年度から平成26年度までを計画期間として、障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めた、第3期安城市障害福祉計画を策定いたしました。

障害のある人を取りまく制度が大きく変化をしていますが、利用者のニーズを的確に捉え、必要な人が必要なサービスを利用いただけるように計画の推進に努めてまいります。

この計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました安城市障害福祉計画策定委員会並びに安城市地域自立支援協議会の皆様や、貴重なご意見をいただきました関係団体等懇話会をはじめ、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成24年3月

安城市長

神谷 学

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
5	福祉サービスの体系	5

第2章 本市の概況

1	人口の推移	10
2	障害者手帳の交付状況	11
	(1) 身体障害者手帳の交付状況	12
	(2) 療育手帳の交付状況	14
	(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	15
3	障害福祉サービス等の利用状況	16
	(1) 訪問系サービス	16
	(2) 日中活動系サービス	17
	(3) 居住系サービス	19
	(4) 相談支援（サービス等利用計画の作成）	20
	(5) 地域生活支援事業	21

第3章 計画の理念及び基本方針

1	策定理念	28
2	基本方針	29
	(1) 地域生活への移行の推進	29
	(2) 一般就労の促進	30
	(3) 相談支援体制の充実	30

第4章 数値目標の設定

平成26年度の数値目標	32
（1）施設入所者の地域生活への移行	32
（2）福祉施設利用者の一般就労への移行	33
（3）就労移行支援事業の利用者数	34
（4）就労継続支援事業の利用者の割合	34

第5章 サービス見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービスの必要な見込量及び確保のための方策	35
（1）サービス見込量設定の考え方	35
（2）訪問系サービス	35
（3）日中活動系サービス	36
（4）居住系サービス	39
（5）相談支援	40
2 地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策	42
（1）相談支援事業	42
（2）成年後見制度利用支援事業	43
（3）コミュニケーション支援事業	44
（4）日常生活用具給付等事業	45
（5）移動支援事業	46
（6）地域活動支援センター	46
（7）その他の事業	47

第6章 計画の推進体制

1 障害福祉圏域における連携	48
2 関係機関・団体との連携	48
3 計画の達成状況の点検及び評価	48

【参考資料】

1 アンケート調査の概要	50
2 懇話会で出された意見の概要	60
3 安城市障害福祉計画策定委員会設置要綱	63
4 安城市障害福祉計画策定委員会委員名簿	64
5 関係団体等懇話会参加団体	65
6 安城市地域自立支援協議会委員名簿	66
7 第3期障害福祉計画策定経過の概要	67

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害のある人の地域生活移行の推進や就労支援の強化を図ることを目指して平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」は、施行から6年が経過し、この間、累次の緊急措置を実施し、利用者負担の軽減や事業者に対する激変緩和などを行いながら今日に至っています。

こうした中、国は、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、「障害者自立支援法」の廃止を前提に議論を進めてきました。平成24年3月、障害福祉サービスの対象を難病患者にも拡大することなどを内容する「障害者総合支援法」を平成25年4月からの施行を目指して調整が進められています。

平成24年度からの対応として、平成22年12月に障害者自立支援法の一部改正法が成立しており、発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置するなどの相談支援体制の充実・強化、障害福祉計画の策定にあたっては自立支援協議会を活用すること等が規定されています。

障害者自立支援法では、都道府県や市町村に障害福祉サービス等を計画的に提供するための「障害福祉計画」を策定するものとされており、本市においても、第1期計画を平成19年3月に、第2期計画を平成21年3月に策定し、その計画の推進に努めてまいりました。

障害福祉計画は3年ごとに作成することとされているとともに、障害福祉制度が大きな制度改革の中にあることなどから、社会変化や制度改正を踏まえて、「第2期安城市障害福祉計画」の見直しを行い、今回の「第3期安城市障害福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第3期計画として策定するものです。

第7次安城市総合計画及び第3次安城市障害者福祉計画との整合性を図りつつ、各年度において、障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。

	障害福祉計画	障害者基本計画
根拠法令	障害者自立支援法第88条 (平成18年4月1日施行)	障害者基本法(改正法)第11条第3項 (平成19年4月1日施行)
計画の内容	・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画	・国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とするとともに地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画 ・長期的な見通しにたって効果的な障害者施策の展開を図る計画
他の計画との関係	障害者基本計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画	国の「障害者基本計画」及び愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」を基本とした安城市総合計画の部門計画
市の計画	第3期安城市障害福祉計画	第3次安城市障害者福祉計画

<障害者自立支援法>

第88条(市町村障害福祉計画)

市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

<障害者基本法>

第11条(障害者基本計画等)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 計画の期間

障害福祉計画は3年を1期として策定することとされており、本計画は、第3期計画として、平成24年度から平成26年度を期間とします。

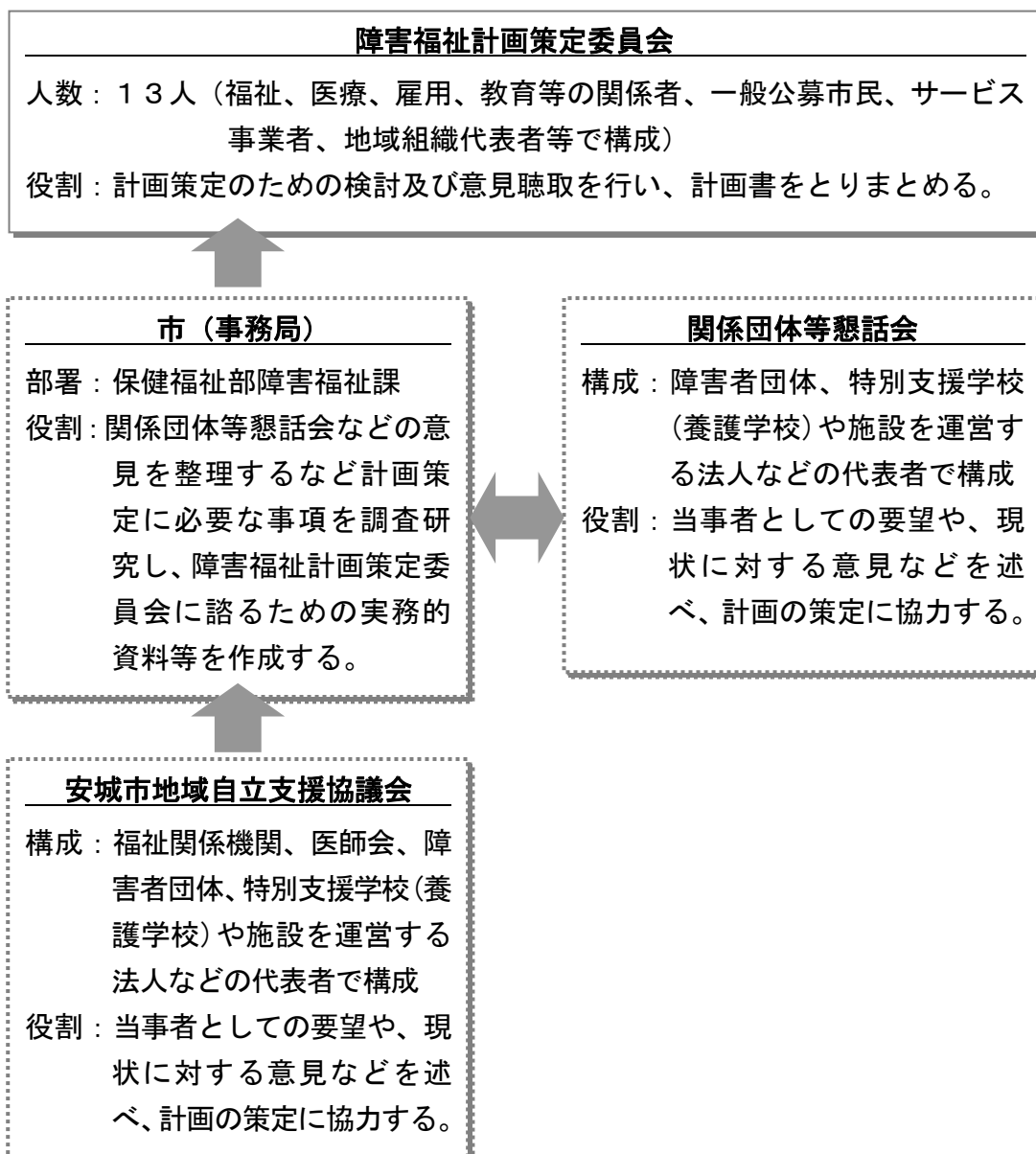
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
国	障害者基本計画	→						
	重点施策実施5か年計画	→						
県	21世紀あいち福祉ビジョン	→		あいち健康福祉ビジョン →				
市	障害者福祉計画 (障害者基本計画)	第2次 →		第3次 →				
	障害福祉計画	第2期 →			第3期 (本計画) →			

4 計画の策定体制

福祉・医療・雇用・教育等の関係機関、一般公募市民、サービス事業者、地域組織代表者等で構成される「障害福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を聴取したうえで、計画を策定しました。

また、障害者団体、特別支援学校（養護学校）、施設事業者等との「関係団体等懇話会」を開催するとともに、障害福祉サービス利用者等への「アンケート調査」「パブリックコメント」を実施し、計画に反映しました。

■策定体制図



5 福祉サービスの体系

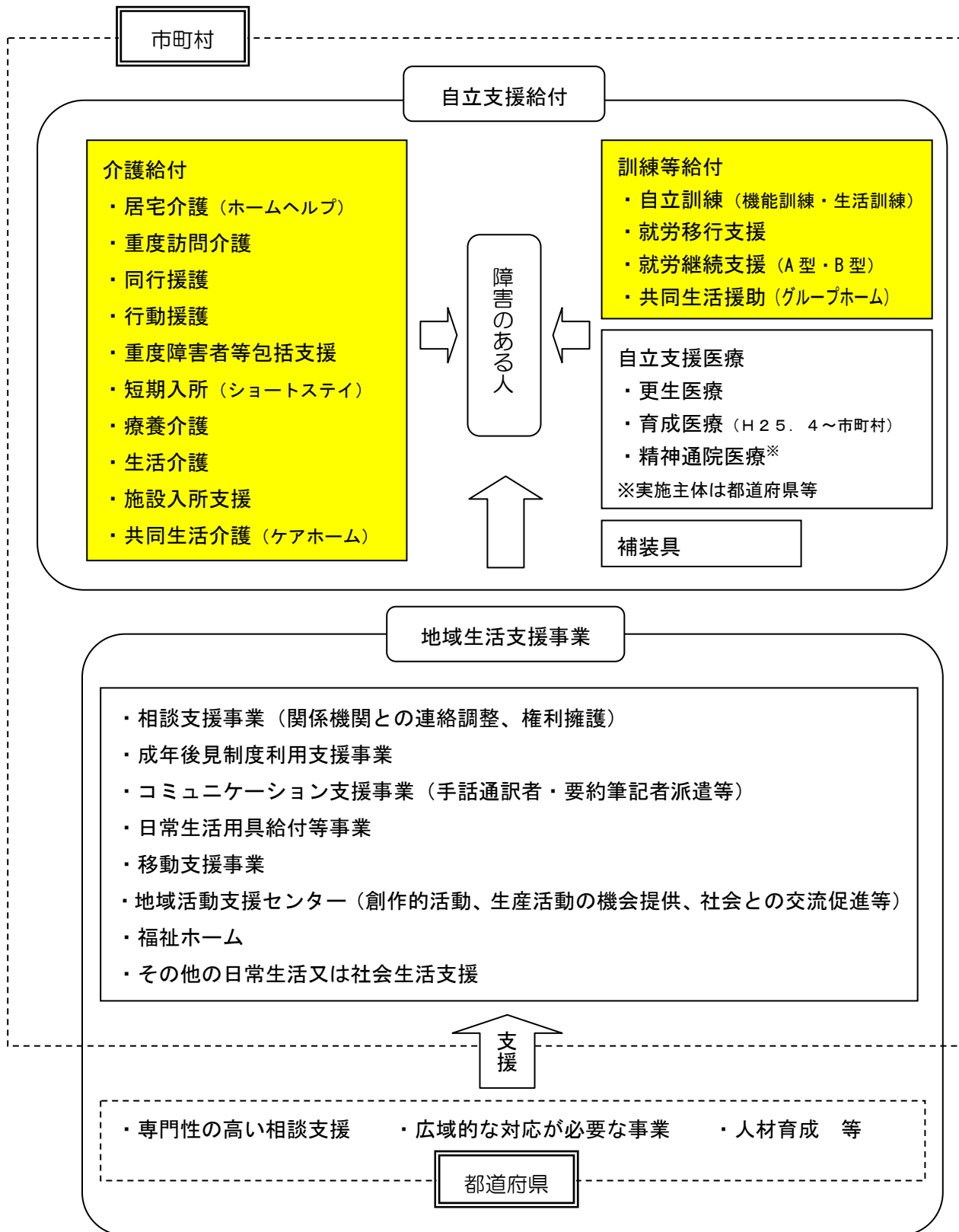
障害者自立支援法によるサービスは、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、大きく「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」の4つに分類されます。このうち、「介護給付」の10種類のサービスと「訓練等給付」の4種類のサービスを合わせて「障害福祉サービス」といいます。

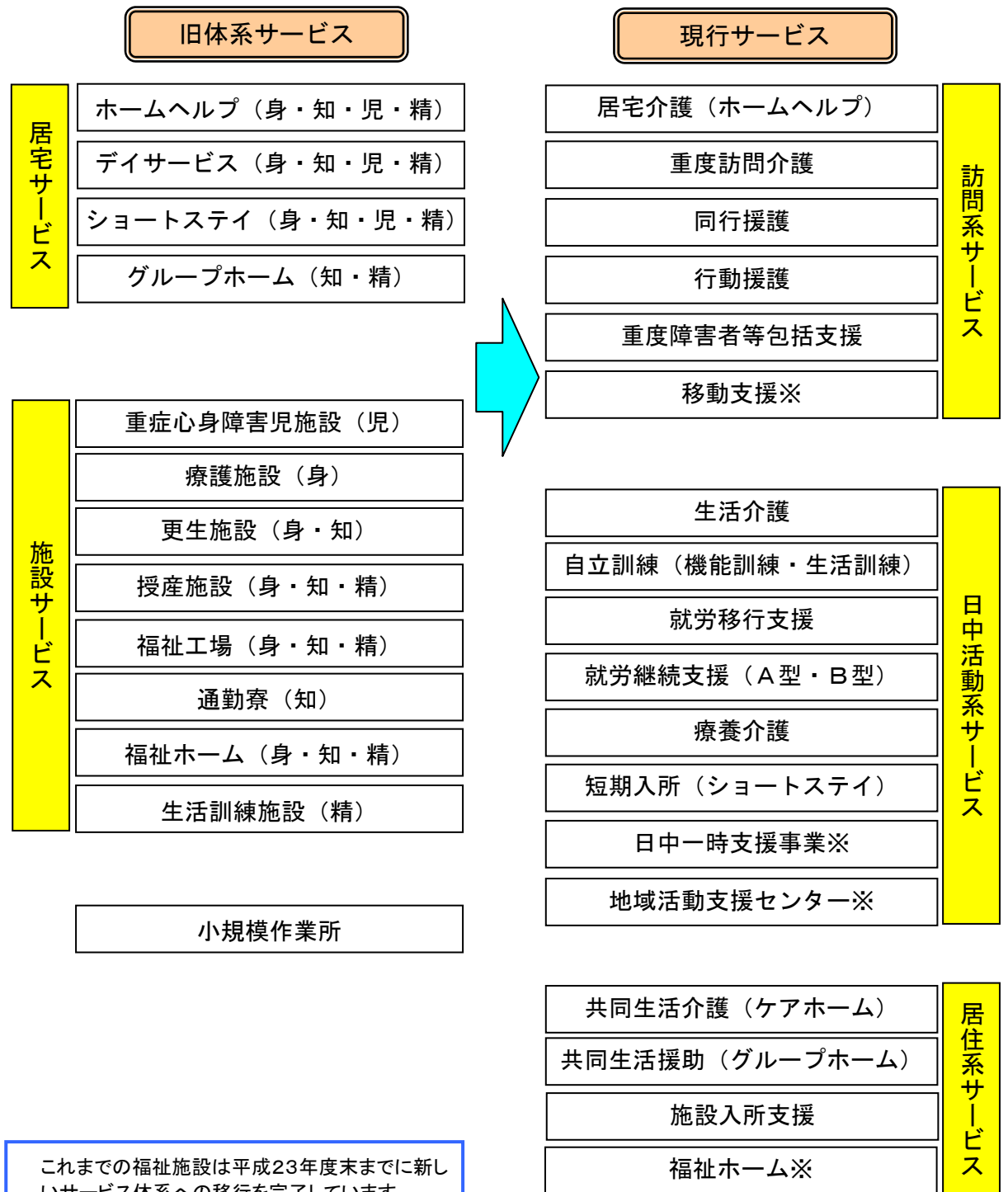
「地域生活支援事業」は、市が実施主体となる法定化された事業であり、「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」などがあります。

平成22年12月に成立した障害者自立支援法の一部改正法により、「介護給付」の中に、重度の視覚障害者の移動を支援する同行援護が新サービスとして平成23年10月から創設される一方、児童デイサービスについては平成24年4月から児童福祉法に根拠規定が一本化されることとなりました。

■サービスの体系図



福祉サービスの体系



これまでの福祉施設は平成23年度末までに新しいサービス体系への移行を完了しています。

※は地域生活支援事業

■サービス内容と対象者

【介護給付】

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	《身体介護》 入浴、排せつ、食事の介護 など身体の介護を行います。 《家事援助》 調理、掃除、洗濯など家事 の援助を行います。	障害程度区分が区分1以上の人 (障害児はこれに相当する心身の状態である児童)
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に 介護が必要な人に、自宅で 入浴、排せつ、食事の介護 や外出時の移動支援などを 総合的に行います。	障害程度区分が区分4以上で、以下のいずれにも 該当する人 ・二肢以上に麻痺がある ・障害程度区分の調査項目のうち「歩行、移乗、 排尿、排便」のいずれも「できる」以外に認定さ れている
同行援護	視覚障害により、移動に著 しい困難を有する人に、外 出時などに同行し、移動に 必要な支援を行います。	・身体介護を伴わない場合は、障害程度区分によ る限定はない ・身体介護を伴う場合は、障害程度区分が区分2 以上で、障害程度区分調査項目のうち以下のい ずれか一つに認定されている人 ①歩行について「できない」 ②移乗、移動、排尿または排便について「見守 り等」、「一部介助」または「全介助」
行動援護	知的障害や精神障害により 行動が困難で常に介護が必 要な人に、外出時などに危 険を回避するための支援を 行います。	障害程度区分が区分3以上で、障害程度区分の調 査項目のうち行動関連項目等の合計点数が8点 以上である知的障害者又は精神障害者 (障害児はこれに相当する心身の状態である児童)
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が極めて高い 人に、居宅介護など複数の サービスを包括的に行いま す。	障害程度区分が区分6以上で、意思疎通に著しい 困難を有し、以下に該当する人 (1)重度訪問介護の対象で四肢すべてに麻痺があ り、寝たきり状態にある障害者のうち次のい ずれかに該当する人 ①気管切開を伴う人工呼吸器で呼吸管理を行っ ている身体障害者(筋ジストロフィー、脊椎 損傷、筋萎縮性側索硬化症ALS等) ②最重度知的障害者 (2)障害程度区分の調査項目のうち行動関連項 目の合計点数が15点以上である人
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護ができない場合 に、短期間、施設へ入所し ます。	障害程度区分が区分1以上の人 (障害児は厚生労働大臣が定める区分1に該当す る児童)
療養介護	医療と常に介護が必要な人 に、医療機関で機能訓練、 療養上の管理、看護、介護 や日常生活の世話を行いま す。	・障害程度区分が区分6で、ALS患者等気管切 開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行って いる人 ・障害程度区分が区分5以上で、筋ジストロフィ ー患者又は重症心身障害者
生活介護	常に介護が必要な人に、昼 間に施設で入浴、排せつ、 食事の介護や創作的活動、 生産活動などの機会を提供 します。	障害程度区分が区分3以上の人(施設入所者は区 分4以上) ただし、50歳以上の場合は、障害程度区分が区 分2以上である人(施設入所者は区分3以上)

サービス名	サービス内容	対象者 (障害程度区分など)
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	・生活介護利用者で、障害程度区分が区分4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上） ・自立訓練又は就労移行支援利用者で、在宅から通所することが困難な人
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活の住居で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	障害程度区分が区分2以上である障害者

【訓練等給付】

サービス名	サービス内容	対象者 (障害程度区分による限定なし)
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	地域生活を営む上で、身体機能及び生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な人
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	一般就労を希望し、知識・能力の向上及び就労先の紹介などが必要で、就労が見込まれる65歳未満の人
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行います。	《A型・・・雇成型》 企業への一般就労が困難な人で、サービス事業所との雇用契約に基づき就労することが可能な65歳未満の人 《B型・・・非雇成型》 就労移行支援事業等を利用したが一般就労できなかった人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識・能力の向上及び維持が期待される人
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。	介護は必要とせず、就労している又は自立訓練、就労移行支援等を利用している障害者

【地域生活支援事業】（主な支給決定サービス）

サービス名	サービス内容	対象者 (障害程度区分による限定なし)
移動支援	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。	障害者（児）
日中一時支援	日中における活動の場所を提供し、見守りなどを行います。	障害者（児）
地域活動支援センター	機能訓練、創作的活動、入浴サービスなどを行います。	65歳未満の在宅の身体障害者
訪問入浴	移動入浴車により自宅に浴槽を搬入し、入浴サービスを提供します。	12歳以上の重度身体障害者

第2章

本市の概況

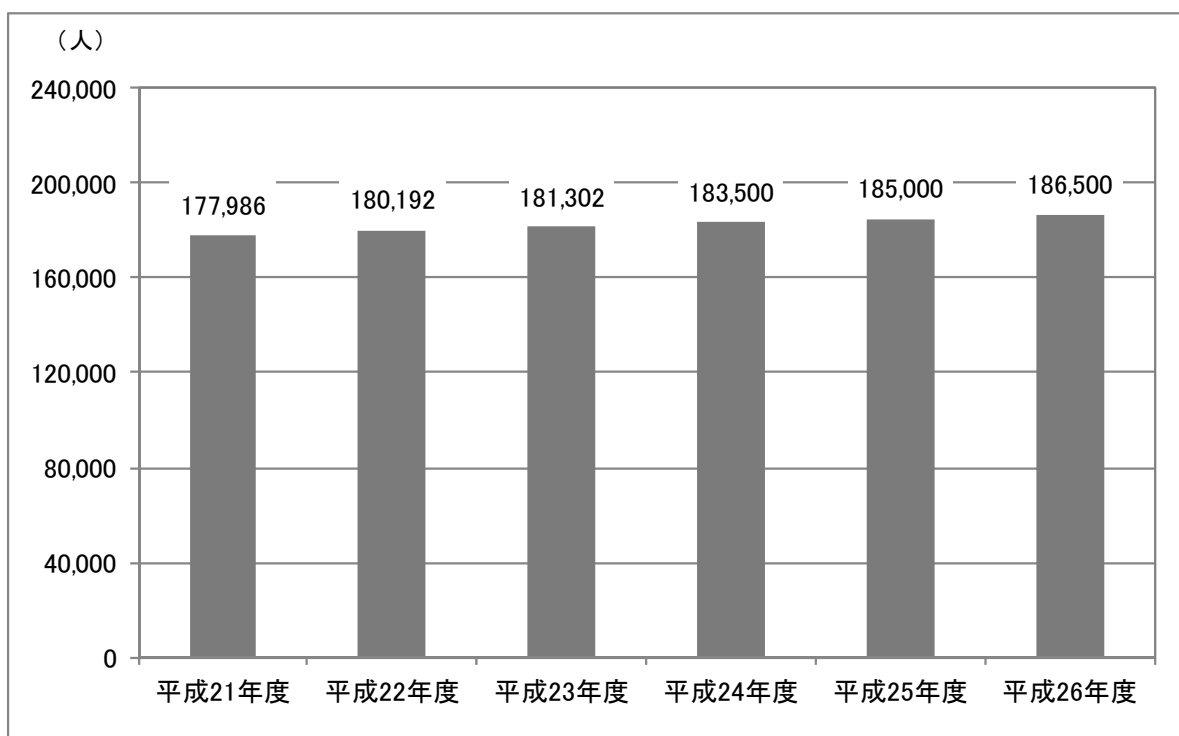
1 人口の推移

わが国の総人口は、平成16年をピークに減少傾向に転じています。しかしながら、本市の4月1日現在の人口の推移をみると、平成21年度では177,986人であるのに対して平成23年度では181,302人と1.9%伸びており、緩やかではあるものの未だ増加傾向にあります。

なお、平成26年度までの人口の推計は、国勢調査人口によらず、住民基本台帳の人口（外国人登録を含む。）を基準として算出しています。

	人 口	人口の対前年伸び率
平成21年度	177,986人	—
平成22年度	180,192人	1.2%
平成23年度	181,302人	0.6%
平成24年度	183,500人	1.2%
平成25年度	185,000人	0.8%
平成26年度	186,500人	0.8%
伸び率 (H21~H23)	1.9%	—

(注) 1 平成24年度から平成26年度までの数値は推計値となっています。
2 各年度4月1日現在



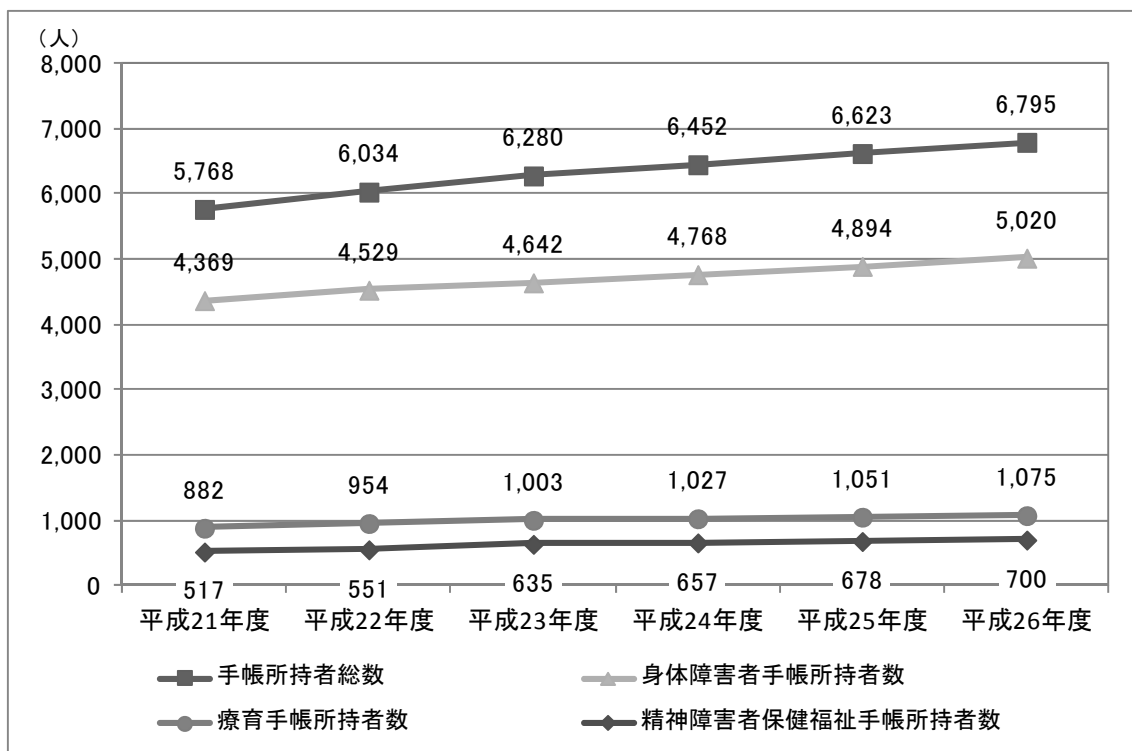
2 障害者手帳の交付状況

安城市における4月1日現在の障害者手帳の交付状況は、平成21年度の5,768人に対して平成23年度は6,280人と、8.9%増加しています。その伸びは人口の伸びが1.9%であることと比較すると約4.7倍と大きくなっています。

障害種別の手帳交付者数の伸び率は、身体障害者手帳交付者が6.2%、療育手帳交付者が13.7%、精神障害者保健福祉手帳交付者が22.8%となっています。

	身体障害者手帳所持者数		療育手帳所持者数		精神障害者保健福祉手帳所持者数		合計	
	人数	対前年伸び率	人数	対前年伸び率	人数	対前年伸び率	人数	対前年伸び率
平成21年度	4,369	—	882	—	517	—	5,768	—
平成22年度	4,529	3.7%	954	8.2%	551	6.6%	6,034	4.6%
平成23年度	4,642	2.5%	1,003	5.1%	635	15.2%	6,280	4.1%
平成24年度	4,768	2.7%	1,027	2.4%	657	3.4%	6,452	2.7%
平成25年度	4,894	2.6%	1,051	2.3%	678	3.3%	6,623	2.7%
平成26年度	5,020	2.6%	1,075	2.3%	700	3.2%	6,795	2.6%
伸び率(H21~H23)	—	6.2%	—	13.7%	—	22.8%	—	8.9%

(注) 1 平成24年度から平成26年度までの数値は推計値となっています。
2 各年度4月1日



(1) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳所持者の状況をみると、平成23年4月1日現在、4,642人となっており、年々増加傾向にあります。

平成23年度の平成21年度に対する伸び率をみると、全体では6.2%となっており、等級別でみると、1～4級で6～7%と伸び率が高くなっています。

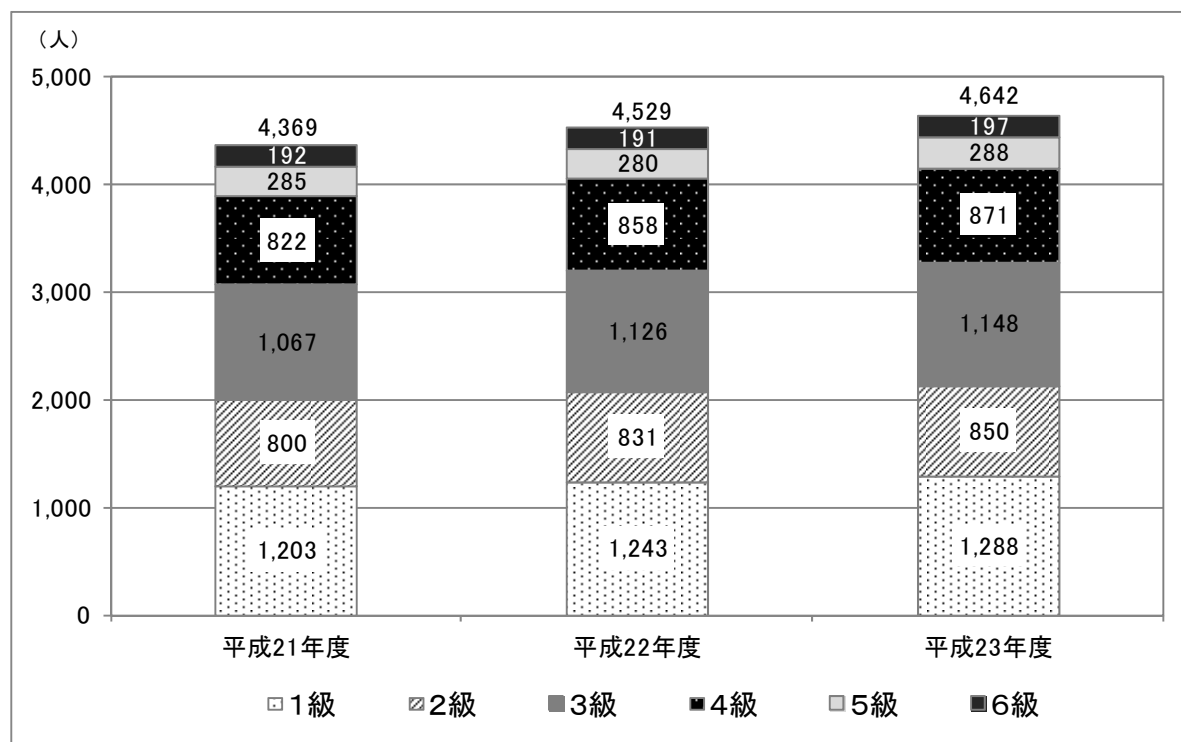
平成23年度の平成21年度に対する伸び率を障害部位別でみると、言語障害が24.3%と特に高く、次いで内部障害で9.7%、聴覚障害で8.7%となっています。また、18歳未満において、内部障害が16.7%、聴覚障害が8.7%と高くなっています。

■等級別

(単位：人)

	等級別						18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計	障害者数の対前年伸び率
	1級	2級	3級	4級	5級	6級					
平成21年度	1,203	800	1,067	822	285	192	145	1,627	2,597	4,369	—
平成22年度	1,243	831	1,126	858	280	191	152	1,647	2,730	4,529	3.7%
平成23年度	1,288	850	1,148	871	288	197	149	1,698	2,795	4,642	2.5%
伸び率(H21～H23)	7.1%	6.3%	7.6%	6.0%	1.1%	2.6%	2.8%	4.4%	7.6%	6.2%	—

(注) 各年度4月1日現在



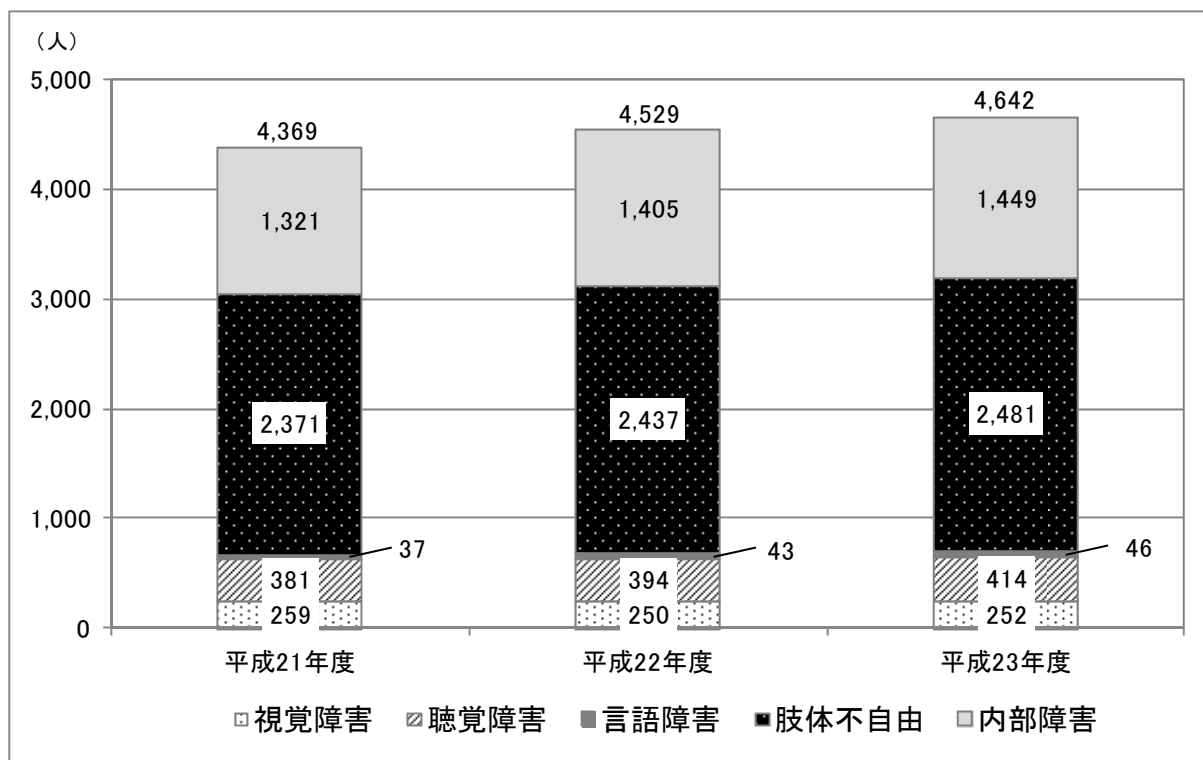
■ 障害部位別

(単位：人)

	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成21年度	259 (6)	381 (23)	37 (0)	2,371 (92)	1,321 (24)	4,369 (145)
平成22年度	250 (6)	394 (25)	43 (0)	2,437 (93)	1,405 (28)	4,529 (152)
平成23年度	252 (6)	414 (25)	46 (0)	2,481 (90)	1,449 (28)	4,642 (149)
伸び率 (H21～H23)	△2.7% (0.0%)	8.7% (8.7%)	24.3% (0)	4.6% (△2.2%)	9.7% (16.7%)	6.2% (2.8%)

(注) 1 各年度4月1日現在

2 各年度の()内の数値は18歳未満の人数等を記載しています。



(2) 療育手帳の交付状況

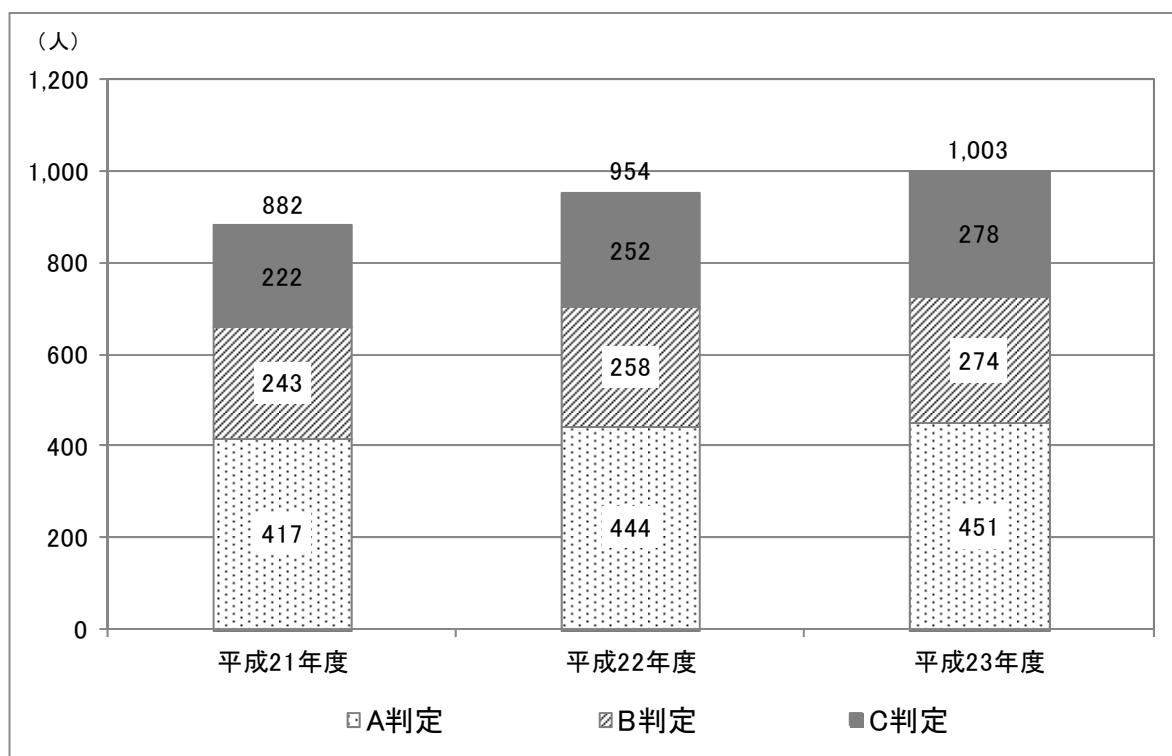
療育手帳所持者の状況をみると、平成23年4月1日現在、1,003人となっており、年々増加傾向にあります。

平成23年度の平成21年度に対する伸び率は全体で13.7%です。等級別でみると、C判定で25.2%と伸び率が高くなっています。年齢別でみると、18歳以上64歳以下の伸び率が18.9%と高くなっています。

(単位：人)

	等級別			18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計	障害者数の対前年伸び率
	A判定(重度)	B判定(中度)	C判定(軽度)					
平成21年度	417	243	222	335	514	33	882	—
平成22年度	444	258	252	345	576	33	954	8.2%
平成23年度	451	274	278	358	611	34	1,003	5.1%
伸び率(H21～H23)	8.2%	12.8%	25.2%	6.9%	18.9%	3.0%	13.7%	—

(注) 各年度4月1日現在



(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

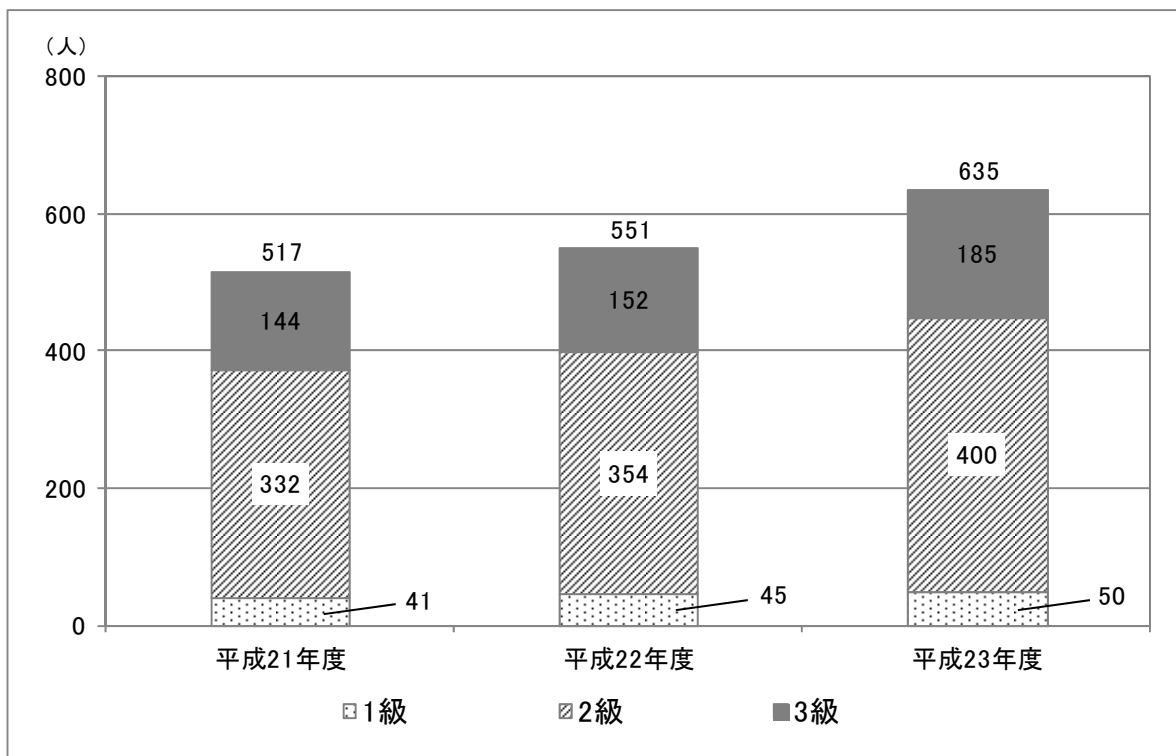
精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、平成23年4月1日現在、635人となっており、年々増加傾向にあります。

平成23年度の平成21年度に対する伸び率は全体で22.8%です。等級別でみると、3級で28.5%と伸び率がやや高くなっています。

(単位：人)

	等級別			18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計	障害者数の対前年伸び率
	1級	2級	3級					
平成21年度	41	332	144	3	422	92	517	—
平成22年度	45	354	152	3	441	107	551	6.6%
平成23年度	50	400	185	5	512	118	635	15.2%
伸び率(H21～H23)	22.0%	20.5%	28.5%	66.7%	21.3%	28.3%	22.8%	—

(注) 各年度4月1日現在



3 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 訪問系サービス

主に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

- ア 居宅介護（ホームヘルプ）のうち、身体介護は、入浴・排せつ・食事の介護など身体の介護を行うサービスです。また、家事援助は、調理・掃除・洗濯など家事の援助を行うサービスとなっています。
- イ 重度訪問介護は、重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護や外出時の移動支援などを総合的に行うサービスです。
- ウ 同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時などに同行し、移動に必要な支援を行うサービスです。
- エ 行動援護は、知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時などに危険を回避するための支援を行うサービスです。
- オ 重度障害者等包括支援は、介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うものです。

■訪問系サービス利用実績

(1月当たり)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込	居宅介護	2,304 時間	2,525 時間	2,753 時間
	重度訪問介護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
実績	居宅介護	1,304 時間	1,604 時間	1,707 時間
	重度訪問介護	282 時間	379 時間	382 時間
	同行援護	—	—	35 時間
	行動援護	142 時間	71 時間	73 時間
	重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
	計	1,728 時間	2,054 時間	2,197 時間

- (注) 1 平成23年度の数値は4月～9月の利用実績をもとに1月当りに換算して算出しています。
 2 同行援護は、平成23年10月から新たに開始された障害福祉サービスの見込値です。

(2) 日中活動系サービス

生活介護・療養介護・児童デイサービス・短期入所は、主に施設へ通所又は宿泊し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。また、自立訓練・就労移行支援・就労継続支援は、一定期間、身体機能や生活能力の向上のため、又は就労に必要な訓練・知識や能力の向上のための訓練を行うサービスとなっています。

- ア 生活介護は、常に介護が必要な人に、昼間に、施設で、排せつ・食事の介護・入浴や創作的活動・生産活動などの機会の提供を行うサービスです。
- イ 療養介護は、医療と常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護や日常生活の世話をを行うサービスです。
- ウ 児童デイサービスは、障害のある子に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うサービスです。
- エ 短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護ができない場合に、短期間、施設へ入所するサービスです。
- オ 自立訓練は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
- カ 就労移行支援は、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
- キ 就労継続支援（A型・B型）は、一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。



■日中活動系サービス利用実績

(1月当たり)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	見込	756 人日	1,328 人日	4,588 人日
	実績	1,331 人日	2,004 人日	3,190 人日
自立訓練（機能訓練）	見込	18 人日	18 人日	18 人日
	実績	4 人日	9 人日	4 人日
自立訓練（生活訓練）	見込	110 人日	352 人日	488 人日
	実績	77 人日	65 人日	21 人日
就労移行支援	見込	180 人日	414 人日	973 人日
	実績	159 人日	149 人日	431 人日
就労継続支援（A型）	見込	114 人日	152 人日	211 人日
	実績	242 人日	452 人日	628 人日
就労継続支援（B型）	見込	1,045 人日	1,237 人日	2,215 人日
	実績	689 人日	849 人日	960 人日
（参考） 旧法施設支援	見込	5,410 人日	4,691 人日	2,215 人日
	実績	4,628 人日	4,149 人日	2,844 人日
療養介護	見込	0 人	0 人	0 人
	実績	0 人	0 人	0 人
児童デイサービス	見込	296 人日	310 人日	317 人日
	実績	399 人日	617 人日	655 人日
短期入所	見込	147 人日	151 人日	155 人日
	実績	170 人日	183 人日	209 人日

(注) 平成23年度の数值は4月～9月の利用実績をもとに1月当りに換算して算出しています。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）は、施設を住居として利用し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスです。

- ア 共同生活援助（グループホーム）は、共同生活の住居で、夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行う場所です。
- イ 共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活の住居で、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事の介護などを行う場所です。
- ウ 施設入所支援は、施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

■ 共同生活援助・共同生活介護利用実績

(1月当たり)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込	共同生活援助 (グループホーム)	42 人	42 人	46 人
	共同生活介護 (ケアホーム)			
実績	共同生活援助 (グループホーム)	40 人	48 人	52 人
	共同生活介護 (ケアホーム)			

(注) 平成 23 年度の数值は 4 月～9 月の利用実績をもとに 1 月当りに換算して算出しています。

■ 施設入所支援利用実績

(1月当たり)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	見込	12 人	37 人	92 人
	実績	35 人	39 人	51 人

(注) 平成 23 年度の数值は 4 月～9 月の利用実績をもとに 1 月当りに換算して算出しています。

■ 旧法施設入所利用実績

(1月当たり)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
(参考) 旧法施設入所	見込	80 人	57 人	0 人
	実績	59 人	54 人	41 人

(注) 平成 23 年度の数值は 4 月～9 月の利用実績をもとに 1 月当りに換算して算出しています。

(4) 相談支援（サービス等利用計画の作成）

社会福祉協議会（ふれあいサービスセンター）による相談支援事業において、サービス利用の調整・モニタリングを含むサービス等利用計画作成費の対象となる相談支援です。特に計画的な自立支援を必要とする障害のある人に対するものとなっています。

■相談支援（サービス等利用計画の作成）利用実績

(1月当たり)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援	見込	1 人	9 人	18 人
	実績	1 人	1 人	1 人

(注) 平成 23 年度の数值は 4 月～9 月の利用実績をもとに 1 月当りに換算して算出しています。

(5) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

社会福祉協議会（ふれあいサービスセンター）において各種相談を受ける障害者相談支援事業や、判断能力が不十分で審判請求を行うことが困難な人に対して市長が代わりに請求を行う成年後見制度利用支援事業などを実施しています。

また、地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置しています。

■相談支援事業実績

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業	見込	1 か所 (3 人)	1 か所 (3 人)	1 か所 (3 人)
	実績	1 か所 (3 人)	1 か所 (3 人)	1 か所 (4 人)
	実績	1,529 件/年	1,677 件/年	1,825 件/年
地域自立支援協議会	見込	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
虐待等防止地域協議会	見込	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度利用 支援事業	見込	2 件/年	2 件/年	2 件/年
	実績	0 件/年	0 件/年	0 件/年

(注) 1 () は、職員の配置人数です。

2 平成 23 年度の数値は 4 月～10 月の利用実績をもとに年間当たりに換算して算出しています。

② コミュニケーション支援事業

手話通訳者設置事業は、聴覚障害のある人が市役所の窓口で困らないように、専任の手話通訳者を設置する事業です。

また、手話通訳者派遣事業は、手話通訳を必要とする聴覚障害のある人や、障害のある人との交流や手話の普及のために行事を行う団体に手話通訳者を派遣する事業です。

要約筆記者派遣事業は、難聴者や中途失聴者に対し、要約筆記奉仕員を派遣する事業です。

■コミュニケーション支援事業実績

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者設置事業	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	1 人	1 人
手話通訳者派遣事業	見込	33 人/年	33 人/年	33 人/年
	実績	51 人/年	46 人/年	50 人/年
	回数	312 回/年	273 回/年	255 回/年
要約筆記者派遣事業	見込	4 人/年	4 人/年	4 人/年
	実績	9 人/年	7 人/年	10 人/年
	回数	64 回/年	51 回/年	47 回/年

(注) 平成 23 年度の数値は 4 月～10 月の利用実績をもとに年間当たりに換算して算出しています。



③ 日常生活用具給付等事業

重度心身障害者（児）の日常生活の便宜を図り、福祉の向上に役立てることを目的として、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業となっています。

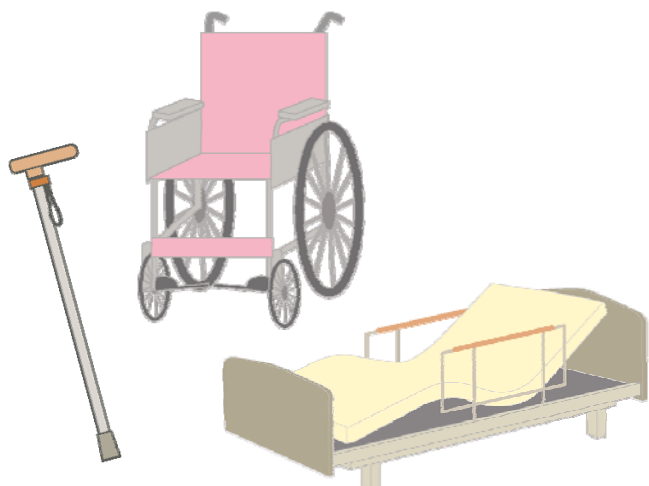
■日常生活用具分類

分類	種 目	内 容
介護訓練 支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド	特殊寝台などの障害者(児)の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどの用具
自立支援用具	入浴補助用具、便器、歩行補助杖（一本杖のみ）、歩行支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害者(児)の入浴・食事・移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等 支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計	電気式たん吸引器や盲人用体温計（音声式）などの障害者(児)の在宅療養等を支援する用具
情報意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置、点字図書	聴覚障害者用通信装置や視覚障害者用拡大読書器などの障害者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排せつ管理 支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器	ストマ用装具などの障害者(児)の排せつ管理を支援する衛生用品
住宅改修	居宅生活動作補助用具	設置するのに小規模な住宅改修を伴い、障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具

■日常生活用具支給実績

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	見込	4 件/年	5 件/年	5 件/年
	実績	8 件/年	5 件/年	24 件/年
自立生活支援用具	見込	45 件/年	47 件/年	50 件/年
	実績	18 件/年	24 件/年	42 件/年
在宅療養等支援用具	見込	42 件/年	43 件/年	44 件/年
	実績	30 件/年	33 件/年	39 件/年
情報意思疎通支援用具	見込	24 件/年	25 件/年	26 件/年
	実績	17 件/年	17 件/年	34 件/年
排せつ管理支援用具	見込	2,070 件/年	2,099 件/年	2,128 件/年
	実績	2,023 件/年	2,307 件/年	2,469 件/年
住宅改修	見込	3 件/年	3 件/年	3 件/年
	実績	3 件/年	5 件/年	10 件/年

(注) 平成 23 年度の数值は 4～9 月の利用実績をもとに換算して算出しています。



④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行うサービスです。

■移動支援事業利用実績

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	事業所数	見込	27 か所	28 か所	30 か所
		実績	27 か所	29 か所	31 か所
	利用者数	見込	1,474 人/年	1,500 人/年	1,527 人/年
		実績	1,703 人/年	1,993 人/年	2,004 人/年
	時間	見込	11,590 時間/年	11,880 時間/年	12,177 時間/年
		実績	11,964 時間/年	14,527 時間/年	16,428 時間/年

(注) 平成 23 年度の数値は 4 月～9 月の利用実績をもとに算出しています。

⑤ 地域活動支援センター

通所により、機能回復訓練、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る事業です。

■地域活動支援センター利用実績

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
基礎的事業	事業所数 (市内)	見込	1 か所	1 か所	1 か所
		実績	1 か所	1 か所	1 か所
	実利用者	見込	25 人/年	27 人/年	30 人/年
		実績	26 人/年	29 人/年	26 人/年

(注) 平成 23 年度の数値は 4 月～9 月の利用実績をもとに算出しています。

⑥ その他の事業

その他の事業の主なものとしては、就労相談員設置事業、訪問入浴事業、日中一時支援事業などがあります。

就労相談員設置事業は、障害のある人と就労先の間にとって、障害のある人の対人関係や日常生活能力等の特性や本人の作業能力を基に判断し、それに応じた就労先を開拓し就労させる事業です。

また、訪問入浴事業は、入浴が困難な障害のある人に入浴車を派遣し入浴サービスを提供する事業です。

日中一時支援事業は、日中において介護者がいないため、施設で一時的に見守りサービスを受ける事業です。

自動車改造助成事業は、肢体不自由者が就労、通院などのため自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する費用を助成する制度です。

自動車運転免許取得費助成事業は、身体障害者が普通自動車運転免許を取得する場合、自動車教習所で技能を取得するために必要な経費の一部を助成する事業となっています。

身体障害者デイサービス事業（講座型）は、在宅生活を送る障害のある人の自立と生きがいを高めるため、教養・趣味等の講座を通じて必要な技術や学習を身につけ、あわせて利用者の相互交流を図る事業です。



■その他事業実績

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
就労相談員設置事業	見込	1 人		1 人		1 人	
	実績	1 人		1 人		1 人	
訪問入浴事業 ※ 1	見込	1 か所	12 人/月	1 か所	12 人/月	1 か所	12 人/月
	実績	1 か所	12 人/月	1 か所	10 人/月	5 か所	10 人/月
日中一時支援事業 ※ 1	見込	6,498 人日/年		6,562 人日/年		6,627 人日/年	
	実績	8,754 人日/年		10,970 人日/年		12,821 人日/年	
自動車改造助成事業 ※ 2	見込	4 件/年		4 件/年		4 件/年	
	実績	6 件/年		1 件/年		5 件/年	
自動車運転免許取得費助成事業 ※ 2	見込	4 件/年		4 件/年		4 件/年	
	実績	5 件/年		4 件/年		2 件/年	
身体障害者デイサービス事業 (講座型) ※ 3	見込	延べ 2,300 人/年		延べ 2,300 人/年		延べ 2,400 人/年	
	実績	延べ 2,065 人/年		延べ 2,257 人/年		延べ 2,313 人/年	
更生訓練費給付事業		実施		実施		実施	
身体障害者社会参加促進事業		実施		実施		実施	
知的障害者職親委託制度		実施		実施		実施	
点字・声の広報等発行事業		実施		実施		実施	
手話奉仕員養成研修事業		実施		実施		実施	
生活サポート事業		実施		実施		実施	
心身障害者ふれあい促進事業		実施		実施		実施	

(注) 平成 23 年度の数値は

※ 1 : 平成 23 年度 4 月～9 月利用実績

※ 2 : 平成 23 年度 4 月～10 月までの実績

※ 3 : 平成 23 年度 4 月～7 月までの利用実績をもとに換算して算出しています。

第3章

計画の理念及び基本方針

1 策定理念

平成22年に成立した障害者基本法の一部改正法では、目的が「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」と見直されました。

このような中、平成22年度に策定した第3次安城市障害者福祉計画においては、第2次計画の基本理念として掲げた「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」を引き継ぎ、社会全体が障害のある人とその障害特性についての理解を深め（わかりあい）、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重して人格を認め（みとめあい）、地域で普通の暮らしができるように必要な支援や配慮を行いながら（させあう）、ともに暮らせる社会の実現を目指しています。

本計画は、この第3次安城市障害者福祉計画の基本理念に基づいて策定するものです。

第3次安城市障害者福祉計画の基本理念(テーマ)

わかりあい みとめあい ささえあう

～ みんな しあわせ 安城市 ～

2 基本方針

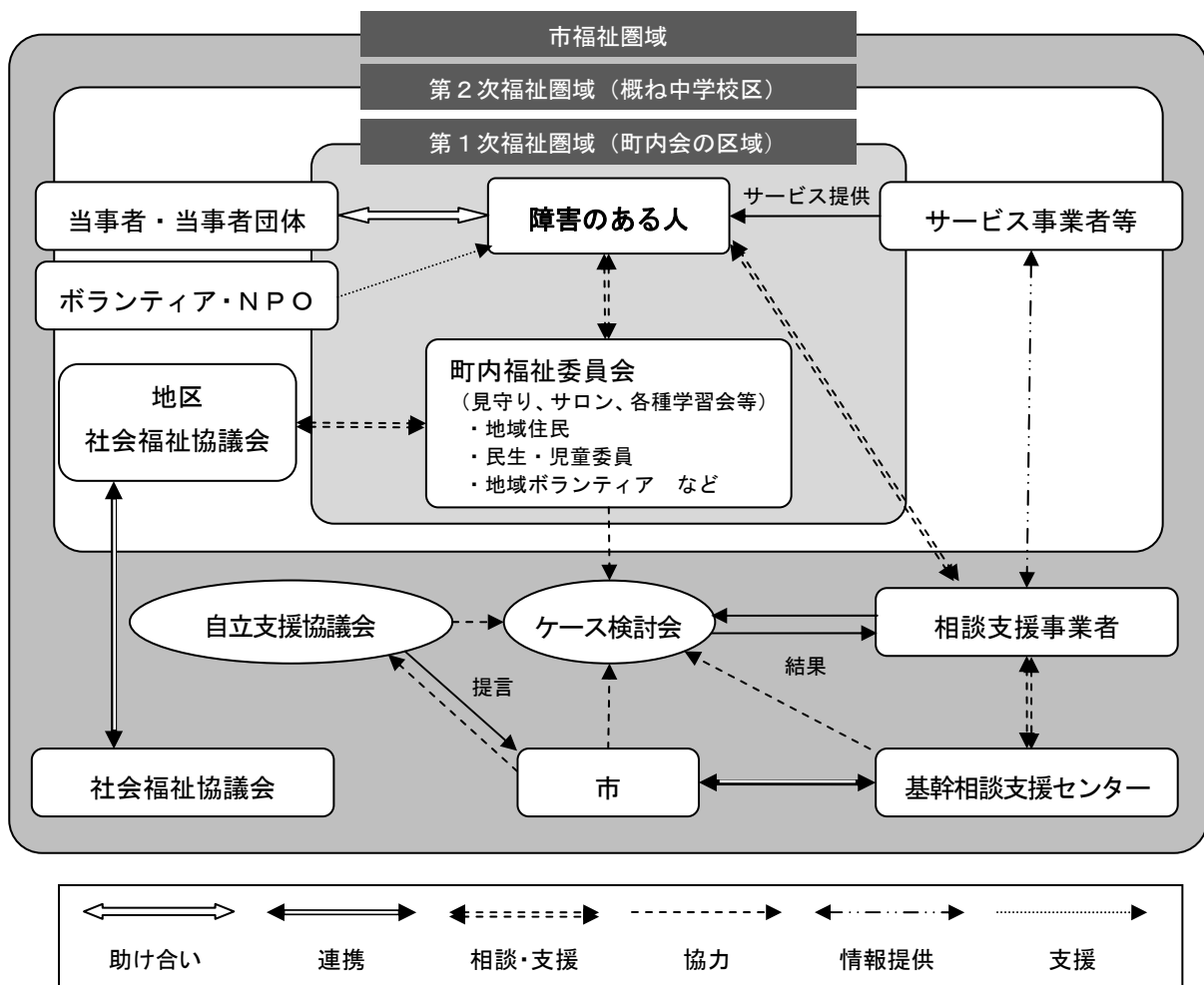
策定理念を踏まえ、以下の基本方針に基づき、施策を推進します。

(1) 地域生活への移行の推進

施設や病院から地域生活（グループホーム等）への移行を推進するためには、障害のある人が自己決定と自己選択のもとに、身近な場所で必要とする障害福祉サービスやその他の支援を主体的に利用しながら安心して生活できるよう、サービス提供体制や相談支援体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支える体制を整備していく必要があります。

また、サービス提供事業者は良質なサービスを安定して提供していくことが必要です。

■障害のある人の支援イメージ図



(2) 一般就労の促進

障害のある人が自立した生活を送るためには、意欲や能力に応じて生きがいをもって働くことができるよう支援する体制づくりが必要であり、安定した就労の場の確保が重要な課題となっていますが、社会情勢・雇用情勢の影響を受け非常に厳しい状況です。

就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大するため、特別支援学校や福祉関係機関と労働関係機関とが協力して雇用の促進を図っていきます。

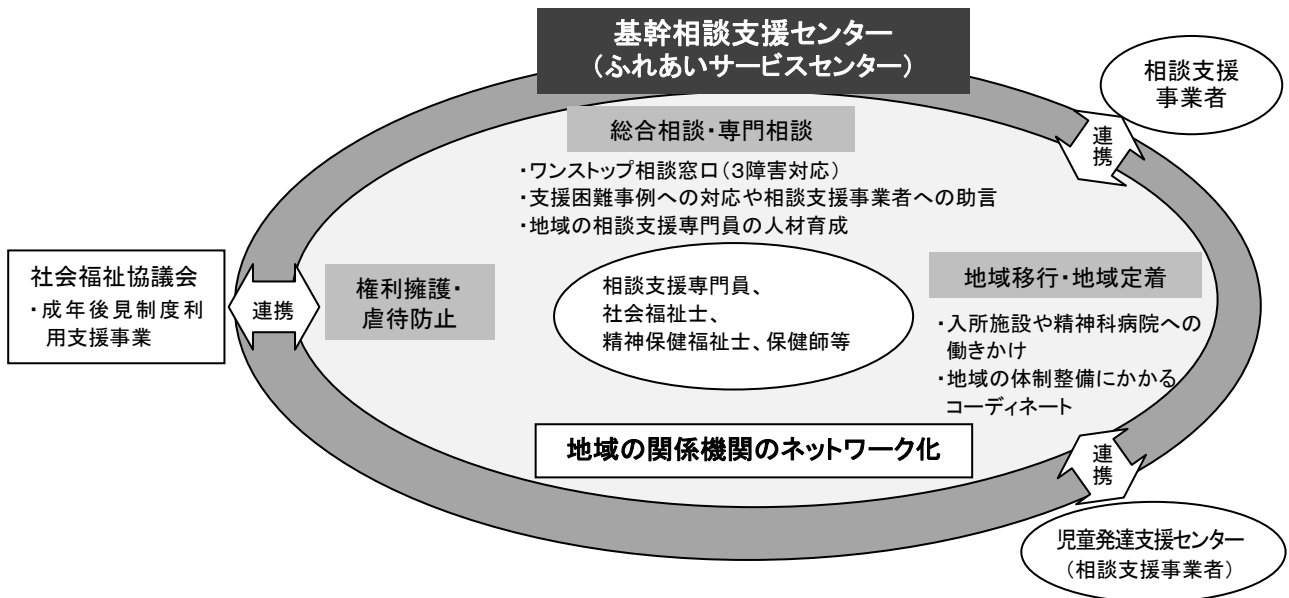
(3) 相談支援体制の充実

障害のある人が適切な支援を受けるためには、情報提供とコーディネートが一層重要な課題となっています。また、策定委員会や関係団体等懇話会、障害福祉サービス利用者を対象としたアンケート調査などにおいて、きめ細やかな相談支援体制を求める意見が多く出されました。

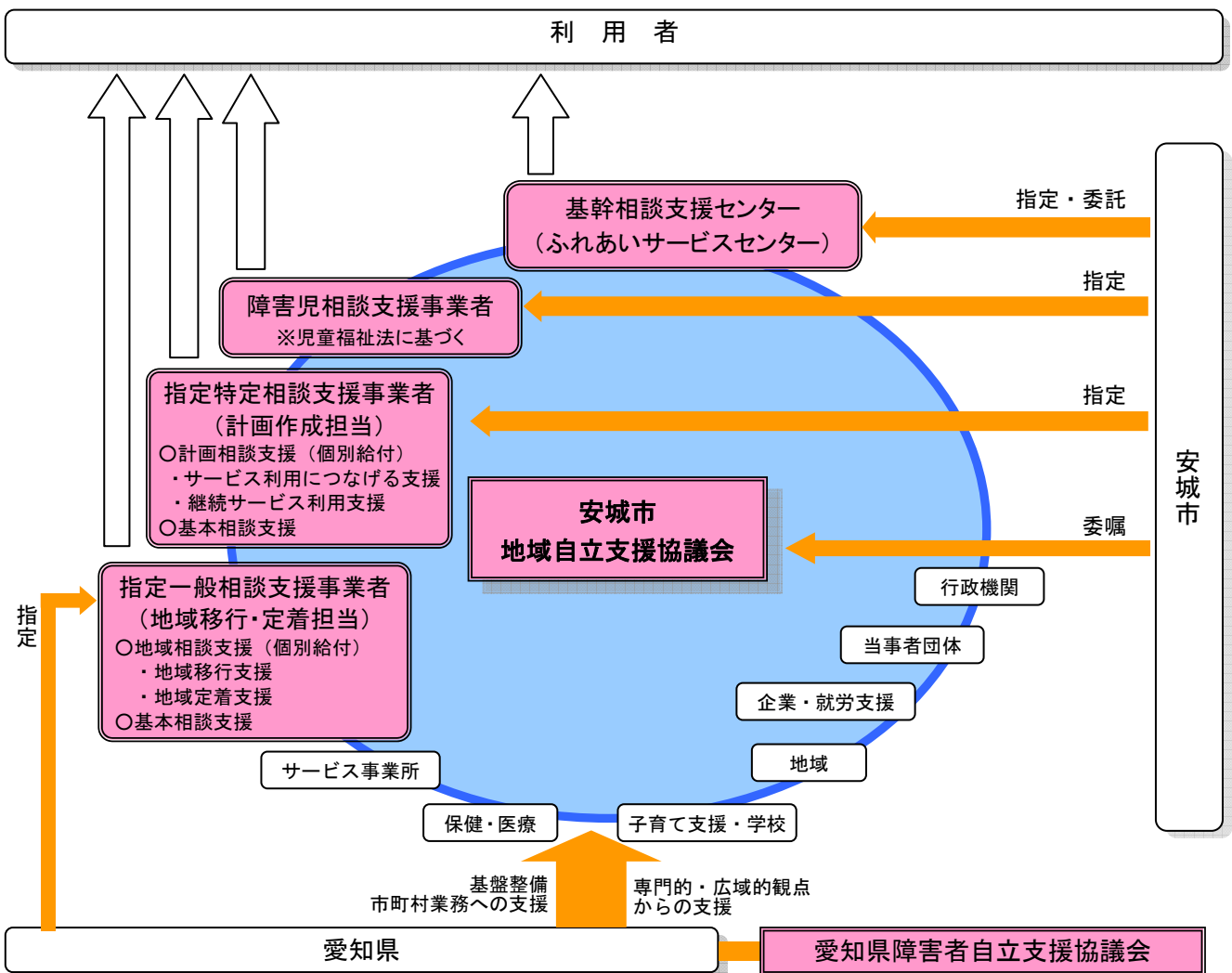
一方で、障害者自立支援法の改正に伴い、相談体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや自立支援協議会の具体的な機能やあり方を明確化することが求められています。

相談支援体制については、基幹相談支援センター(ふれあいサービスセンター)を核とした総合的な相談支援ネットワークを構築し連携を強化することにより、情報の共有、適正なサービス提供、地域資源の活用・改善を図り、一人ひとりが適切な支援を受けられる体制の整備を目指していきます。

■基幹相談支援センターのイメージ図



■地域における相談支援体制のイメージ図



第4章

数値目標の設定

平成26年度の数値目標

障害のある人の自立支援に向け、地域生活や一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針を基本としつつ、これまでの実績及び地域の実状を踏まえ、平成26年度の数値目標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスを利用しながら、グループホームやケアホーム、在宅に移行する人の数を見込み、そのうえで平成26年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

安城市では、これまでの実績と地域の実状等を踏まえ、平成17年10月1日時点の施設入所者数の2割弱にあたる18人を施設入所から地域生活への移行者数と見込んでいます。そして、そのうち新たな施設入所者が8人分想定されることから、実質的には施設入所者10人分（入所者数の約1割）を削減することを目標として設定します。

この目標の実現を図るため、地域生活を希望する人の移行が円滑に進むように関係者と協力しながら事業者に働きかけ、グループホーム等の住まいの場の確保や地域生活移行のための相談支援の充実に努めます。

■福祉施設入所者の地域生活への移行

		合計
計 画	平成17年10月現在の施設入所者数(A)	99人
	平成26年度末の施設入所者数(B)	89人
	【目標値】削減見込(A)－(B)	10人(10.1%)
	【目標値】地域生活移行者数	18人(18.2%)
実 績	平成22年度末における施設入所者数(C)	93人
	削減数(A－C)	6人
	地域生活移行者数	10人

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

これまで、安城市では、就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めてきましたが、一般就労に向けた訓練成果の向上や個々の障害に適応した就労先の確保が難しく、また、経済の悪化も影響して、その実績は、年平均5人程度にとどまっているのが実状です。

今後とも引き続き、関係機関と連携して一般就労に向けた技能習得訓練や生活訓練の確保のほか、就職後の職場生活への定着を図るための日常生活や社会生活における総合的な支援を進めるとともに、就労機会を増やすため、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の拡大等に努めます。

これによって、過去の実績等を踏まえ、平成26年度には、平成17年度実績を2人上回る（平成17年度実績1.7倍にあたる）年間5人の一般就労移行者数の実現を目指します。

■福祉施設から一般就労への移行

平成17年度に一般就労に移行した人数		3人
【目標値】	平成26年度の一般就労移行者数	5人
【実績】	平成18～22年度の一般就労移行者数(年間平均)	5人

- (注) 1 目標値は、平成17年度実績に対して約1.7倍となっています。
 2 福祉施設利用者とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業の利用者を指します。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

これまでの実績から、安城市では、平成26年度末の福祉施設利用者数が504人見込まれます。平成24年度当初に、就労移行支援事業を実施する事業所が市内で3事業所確保できる見込みにあることを勘案すると、平成24年度には、54人が就労移行支援事業を利用することが見込まれます。長引く不況もあり、当該サービスの標準利用期間の24か月では、一般就労が実現できず、就労継続支援（B型）事業への利用の転換をせざるを得ない状況が見込まれるため、平成26年度末における就労移行支援事業の利用者数については、34人（福祉施設利用者の6.7%）を目標数値として設定します。

■就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の福祉施設利用者数		504人
【目標値】	平成26年度就労移行支援事業の利用者数 (上記に占める割合)	34人(6.7%)

(4) 就労継続支援事業の利用者の割合

安城市内における就労継続支援（A型）事業を実施しているのは3事業所（定員50人）あり、このうち、市外居住者の利用者分を差し引いて、逆に市外の施設を利用している市民を加味すると平成26年度における就労継続支援（A型）事業の利用者は、50人見込まれます。

一方、就労継続支援（B型）事業を実施しているのは市内で4事業所（定員75人）あり、平成24年度以降に就労移行支援事業からの転換が見込まれる事業所が1か所あることから、このことを加味して平成26年度の利用者数は、100人と想定されます。

したがって、平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者割合の目標数値は33.3%とします。

■就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）		50人
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者		100人
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）		150人
【目標値】	平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	33.3%

第5章

サービス見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービスの必要な見込量及び確保のための方策

(1) サービス見込量設定の考え方

平成21年4月から平成23年9月までの障害福祉サービス利用実績及び障害者手帳所持者の伸び率、アンケート調査の利用意向を考慮し、また、自立支援協議会及び関係団体等懇話会の意見を参考に、将来的なサービス見込量を算定しました。

(2) 訪問系サービス

■現状と課題

居宅介護（ホームヘルプ）の利用は微増傾向にあり、市内にある10事業所を中心にサービス提供が実施されています。アンケート結果によると、「今の利用量でよい」という回答が当該サービス利用者の7割を占めているものの、残り3割弱の利用者は利用量の増加を望んでいます。また、未利用者の利用意向も1割ほどみられます。このような状況を考慮すると、今後も利用は増加していくものと予想され、サービス供給体制の確保が求められています。

一方、重度訪問介護や行動援護、そして、平成23年10月からスタートした同行援護については、利用が少人数であり、比較的利用実績が安定しているものの、そもそも利用者自体が少ないが故に、利用者数の変動によるサービス供給量への影響も顕著に表れることから、引き続き柔軟なサービス提供体制の確保が求められます。

■サービスの見込量

(1月当たり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	1,763 時間 108 人	1,823 時間 113 人	1,888 時間 117 人
重度訪問介護	377 時間 4 人	377 時間 4 人	377 時間 4 人
同行援護	75 時間 7 人	75 時間 7 人	130 時間 13 人
行動援護	75 時間 6 人	75 時間 6 人	75 時間 6 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
計	2,290 時間 125 人	2,350 時間 130 人	2,470 時間 140 人

■見込量確保の方策

- ・今後、利用ニーズの増加が見込まれることから、必要に応じたサービスが柔軟に利用できるようなサービス供給の促進に努めます。
- ・サービス提供事業者に対し、同行援護従業者養成研修や行動援護従業者養成研修など各種研修会への参加、サービスの拡充、専門的人材の確保及び質的向上を図るよう働きかけていきます。

(3) 日中活動系サービス

■現状と課題

新体系への移行によって、生活介護や就労移行支援、就労継続支援については、サービス利用が増加しています。今後は、現利用者に加えて、特別支援学校の卒業生の利用や施設入所から地域生活への移行者等の利用に伴う利用増加が見込まれることから、こうした需要増を加味したサービス供給体制の充実が必要です。

自立訓練（機能訓練）については、市内に対応施設がなく、市外の施設（名古屋市総合リハビリテーションセンター）の利用に頼っていますが、利用者は極めて少ないことから、今後とも引き続き広域的な対応の中で必要なサービスが確保できるよう努めていく必要があります。

また、自立訓練（生活訓練）については、市内1か所の事業所がサービス提供していますが、自立訓練（機能訓練）と同様に利用者は少数であることから現行のサービス提供体制で対応できる状況にあります。

一方、短期入所については、市内5か所の事業所によってサービスが提供されていますが、アンケート結果によると、「利用量を増やしたい」という回答が当該サー

ビス利用者の約2割を占めており、また、未利用者の利用意向も4割弱ほどみられ、利用ニーズの高いサービスであることから、サービスを提供する事業所を増やす必要があります。

なお、児童デイサービスについては、法改正に伴い平成24年度から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」等に移行しますが、放課後のみならず、夏休み等の利用ニーズが根強くあることから、的確なサービス供給が必要です。

■サービスの見込量

(1月当たり)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	5,700人日 285人	6,000人日 300人	6,300人日 315人
自立訓練（機能訓練）	5人日 1人	5人日 1人	5人日 1人
自立訓練（生活訓練）	60人日 3人	60人日 3人	80人日 4人
就労移行支援	920人日 54人	610人日 36人	580人日 34人
就労継続支援（A型）	940人日 47人	960人日 48人	990人日 50人
就労継続支援（B型）	1,040人日 70人	1,460人日 95人	1,550人日 100人
療養介護	120人日 4人	120人日 4人	120人日 4人
短期入所	215人日 65人	260人日 80人	290人日 90人

■見込量確保の方策

■生活介護

- ・平成26年度までに新たに2事業所の開設と1事業所の定員拡大を促進することによって、必要なサービス量の確保に努めます。

■自立訓練

- ・自立訓練（機能訓練）については、引き続き、市外の施設（名古屋市総合リハビリテーションセンター）の利用など広域的な対応の中で必要なサービスの確保に努めます。
- ・自立訓練（生活訓練）については、現在サービス提供を行っている市内1か所の事業所によって必要なサービスの確保に努めます。

■就労移行支援

- ・市内にある3事業所を通じて必要なサービス量の確保に努めます。
- ・就労機会の拡大を図るため、公共職業安定所との連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障害者雇用に関する情報の提供に努めます。
- ・市においても障害者雇用の促進に努めるとともに、一般就労・雇用支援策の理解促進に努めます。

■就労継続支援

- ・就労継続支援（A型）については、既に市内には3事業所があり、この事業所を通じて必要なサービスの確保に努めます。
- ・就労継続支援（B型）については、既設の4事業所に加えて、新たに1事業所の開設を促進することによって、必要なサービスの確保に努めます。

■療養介護

- ・児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正により、18歳以上の児童施設入所者は、平成24年4月1日から療養介護のサービス利用者となります。医療行為が必要な人もおり、引続き適正な施設利用ができるように努めます。

■短期入所

- ・現在、サービスを提供している市内5か所の事業所に加えて、新たに2事業所における短期入所の開設を促進することによって、利用ニーズに応じたサービスの確保に努めます。

(4) 居住系サービス

■現状と課題

市内には、現在、4事業所において、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）が開設されています。

しかしながら、アンケート結果をみると、「3年のうちにグループホームやケアホームで暮らしたい」という人が2割弱ほどみられ少なくありません。また、今後は、家族介護者の高齢化に伴って需要が拡大することも予想されます。さらに、施設入所から地域生活へ移行する障害のある人や退院可能な精神障害のある人のための地域生活の場としてのグループホームやケアホームの役割が重要となります。このため、より一層の量的な確保が必要です。

■サービスの見込量

(1月当たり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助(グループホーム)	54 人	73 人	80 人
共同生活介護(ケアホーム)			
施設入所支援	91 人	90 人	89 人

■見込量確保の方策

- ・サービス提供事業者等に対し、グループホーム及びケアホームの整備を働きかけ、平成26年度までに新たに2事業所においてグループホーム・ケアホームの開設を支援します。
- ・自立訓練（生活訓練）や就労移行支援を利用されている人で、通所が困難な人に居住の場を提供するため、市内の1事業所で実施している施設入所支援サービスを継続的に実施します。

(5) 相談支援

■現状と課題

制度改正に伴って、サービス等利用計画の対象者は、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべてのサービス利用者を対象にサービス等利用計画を作成することになりました。また、施設入所者や精神科病院の入院患者に対して地域での生活を支援するため、地域移行支援及び地域定着支援も実施されます。

サービス利用者が必要なサービスを継続的に利用できるよう、サービス等利用計画の対象者拡大に対応した相談支援体制を充実していく必要があります。

■サービスの見込量

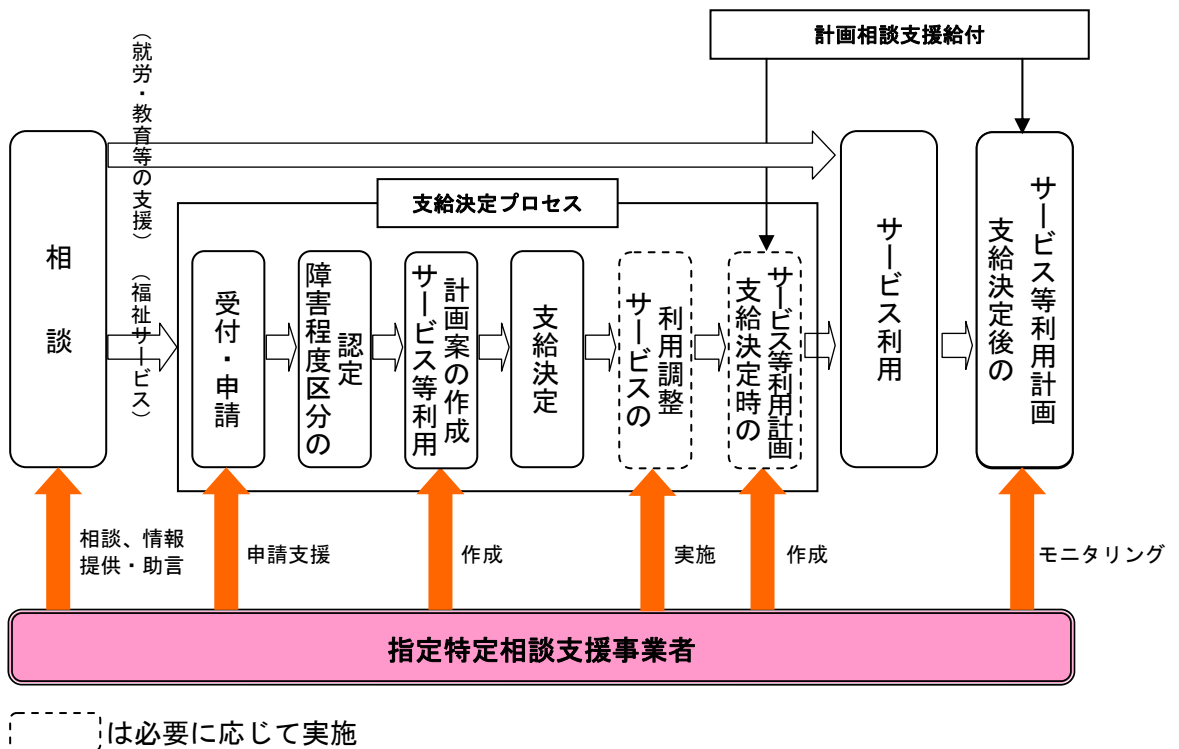
(1月当たり)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	17人	30人	40人
地域移行支援	3人	3人	3人
地域定着支援	7人	7人	8人

■見込量確保の方策

- ・計画的なプログラム等の必要な相談を、市が指定する指定特定相談支援事業者を通じて提供します。
- ・サービス等利用計画作成対象者への制度利用の周知を図ります。
- ・地域移行支援及び地域定着支援は、県が指定する指定一般相談支援事業者を通じて提供します。

■計画相談支援と計画相談支援給付費との関係



2 地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策

(1) 相談支援事業

■現状と課題

障害のある人やその家族からの相談は、相談支援事業を委託している社会福祉協議会（ふれあいサービスセンター）で一元的に行っています。また、自立支援協議会を通じて個別支援やケース検討を行うなど、障害のある人やその家族個々の状況に応じた対応を進めています。しかしながら、アンケート調査等の結果によると、身近な場所で相談できる窓口や信頼できる相談者を望む市民が少なくない状況です。

一方、法改正により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする基幹相談支援センターが平成24年4月から創設されることになりました。

こうした状況を踏まえつつ、より身近なところにおける相談できる場の充実と同時に総合的かつ専門的な相談に対応できるよう相談支援体制の充実を図ることが課題になっています。

■サービスの見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	実施	実施	実施
虐待等防止地域協議会	実施	実施	実施

■見込量確保の方策

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターをふれあいサービスセンターに設置し、障害のある人やその家族等の相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者間の調整や支援を行います。
- ・より身近な地域において相談が受けられるようにするため、指定特定相談支援事業者の指定を進めます。
- ・障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するため、相談員の充実など相談支援の強化に努めます。
- ・相談支援事業を効果的に実施するため、自立支援協議会の開催により、地域の関係機関との連携強化に努めます。
- ・障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、住民等からの虐待に関する通報に対応するとともに、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図り人権擁護に努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

■現状と課題

障害のある人の状況及び家族の状況によっては、市長が申立人となって成年後見制度利用支援事業を実施することになりますが、ここ数年の利用実績はありません。この事業は、障害者の権利擁護の観点から、今後、重要なものとなってきます。

■サービスの見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	2 人	2 人	2 人

■見込量確保の保策

- ・権利擁護が必要な場合には、社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業又は成年後見支援事業に繋げ、家族の状況に応じては、市長が申立人となって成年後見制度利用支援事業により対応します。

(3) コミュニケーション支援事業

■現状と課題

聴覚や視覚等の障害で意思疎通を図ることに支障がある人に対し、地域生活に必要な病院や公的機関の利用支援のため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っていますが、手話通訳者派遣件数、要約筆記者派遣件数はともに必要な見込量を上回っています。今後とも、利用者のニーズ拡大に応じて、迅速にサービス提供できるよう体制の充実を図る必要があります。

■サービスの見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者設置事業	1 人	1 人	1 人
手話通訳者派遣事業	260 回/年	260 回/年	260 回/年
要約筆記者派遣事業	50 回/年	50 回/年	50 回/年

■見込量確保の方策

- ・障害者団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の確保に努め、サービスの円滑な提供を図ります。
- ・障害のある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ・社会福祉協議会のボランティアセンターが開催している手話奉仕員養成講座等を通じて手話のできる市民ボランティアの養成を進めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

■現状と課題

障害のある人が日常生活での不便を解消し、より便利な生活を営むためには、日常生活用具は不可欠です。各種用具の給付等の状況は、障害者数の増加に伴って増加傾向にあります。中でも、排せつ管理支援用具の給付が増加しており、障害のある人の状況やニーズに応じた適切な提供が求められています。

■サービスの見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	12 件/年	12 件/年	13 件/年
自立支援用具	28 件/年	29 件/年	30 件/年
在宅療養等支援用具	34 件/年	35 件/年	36 件/年
情報意思疎通支援用具	23 件/年	24 件/年	25 件/年
排せつ管理支援用具	2,600 件/年	2,700 件/年	2,800 件/年
住宅改修	6 件/年	6 件/年	6 件/年

■見込量確保の方策

- ・障害のある人が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ・利用の促進を図るために各サービスの周知に努めます。

(5) 移動支援事業

■現状と課題

移動支援事業の利用者数は見込量に対して実績が上回っており、移動にかかる障害のある人のニーズは高く、アンケート調査からも移動支援の充実が求められています。今後も、利用しやすい移動支援の充実とともに、利用者の障害の特性に対応できる円滑な事業の実施が必要です。

■サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	事業所数	32 か所	33 か所	34 か所
	利用者数	延べ 2,400 人/年	延べ 2,500 人/年	延べ 2,600 人/年
	時間	17,500 時間/年	18,700 時間/年	20,000 時間/年

■見込量確保の方策

- ・障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう努めます。
- ・自立支援協議会の居宅担当者会等を通じて、サービス提供事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

(6) 地域活動支援センター

■現状と課題

平成 20 年度から安城市桜井福祉センター内で 1 か所実施しています。今後、身体障害のある人に機能回復訓練や創作的活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能強化を図る必要があります。

■サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的事業	事業所数(市内)	1 か所	1 か所	1 か所
	実利用者数	28 人	28 人	28 人

■見込量確保の方策

- ・障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図っていきます。

(7) その他の事業

■現状と課題

「その他の事業」の中でも、日中一時支援事業の利用者が大きく増加し、見込量を上回っています。日中一時支援事業は、障害のある子の放課後や長期休暇の過ごす場としてのニーズや、介護の負担軽減の観点のサービスとしてのニーズがあり、より一層の量的な確保が必要です。また、地域移行を進めていく中で、在宅で安心して暮らせるためのサービスとして必要な対象者への確実な提供が必要です。

■サービスの見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労相談員設置事業	1 人	1 人	1 人
訪問入浴事業	11 人/月	12 人/月	13 人/月
日中一時支援事業	14,000 人日/年	15,500 人日/年	17,000 人日/年
自動車改造助成事業	5 件/年	5 件/年	5 件/年
自動車運転免許取得費助成事業	5 件/年	5 件/年	5 件/年
身体障害者デイサービス事業 (講座型)	2,350 人/年	2,400 人/年	2,500 人/年
更生訓練費給付事業	継続	継続	継続
身体障害者社会参加促進事業	継続	継続	継続
知的障害者職親委託制度	継続	継続	継続
点字・声の広報等発行事業	継続	継続	継続
手話奉仕員等養成研修事業	継続	継続	継続
生活サポート事業	継続	継続	継続
心身障害者ふれあい促進事業	継続	継続	継続

■見込量確保の方策

- ・各福祉サービスの周知に努め、事業の利用促進を図り、障害のある人やその家族の支援に努めます。
- ・日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業者と連携し確保します。また、依然として高い日中一時支援事業の障害のある子の放課後や長期休暇の過ごす場としての利用ニーズ等に対しては、平成24年度から開始される児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」を含む児童発達支援などとともに、障害児施設・事業の一元的な実施体制の構築に努めることで対応します。

第6章

計画の推進体制

1 障害福祉圏域における連携

必要なサービス量を確保するため、西三河南部西圏域※において連携を図り、供給体制の整備を図ります。

※西三河南部西圏域とは、西三河南西部の障害保健福祉圏域のことで、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市が含まれます。

2 関係機関・団体との連携

本計画を推進していくにあたり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

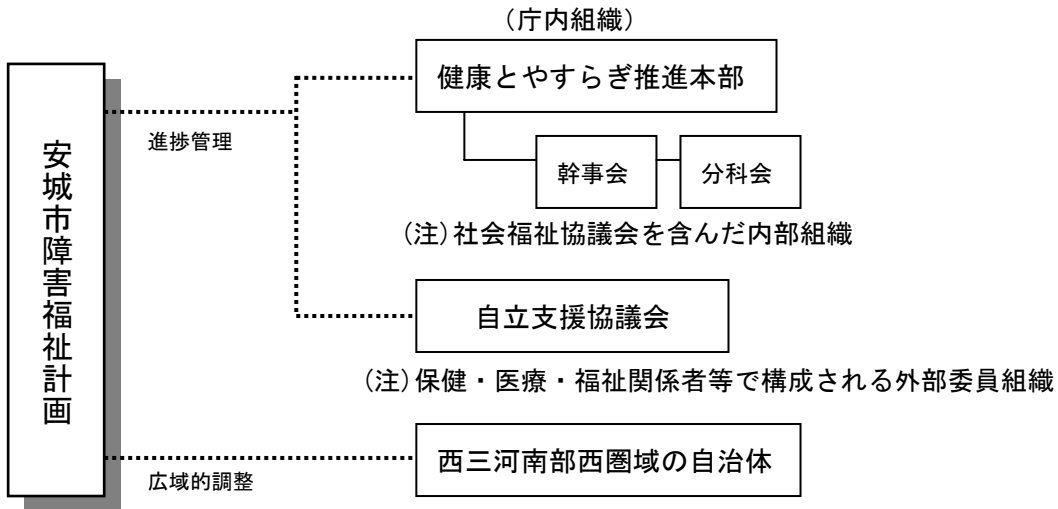
その中で、地域における障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、自立支援協議会による、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進捗管理等を推進します。

3 計画の達成状況の点検及び評価

障害者福祉に関する施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、幅広い分野において連携を図るとともに、それぞれの役割を検討しながら計画の実現に向けて取り組んでいきます。

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、自立支援協議会においては協議会の組織を見直し、強化していきます。また、自立支援協議会において計画の評価・見直しを行うとともに、市役所内では健康とやすらぎ推進本部で施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

安城市障害福祉計画の推進体制



参考資料

1 アンケート調査の概要

(1) 実施方法と時期

実施方法：通所事業所を通じて配布・回収及び郵送配布・郵送回収方式

実施時期：平成23年7月

(2) 調査対象

市内に住所を有し、障害福祉サービス等を利用している人の中から無作為で抽出しました。

平成21年度アンケートでは障害のある人を含む4,000人を対象に実施しています。今回のアンケートでは、障害福祉サービス等の利用意向を把握するため、障害のある人を対象に実施しました。

(3) 配布数及び回答結果

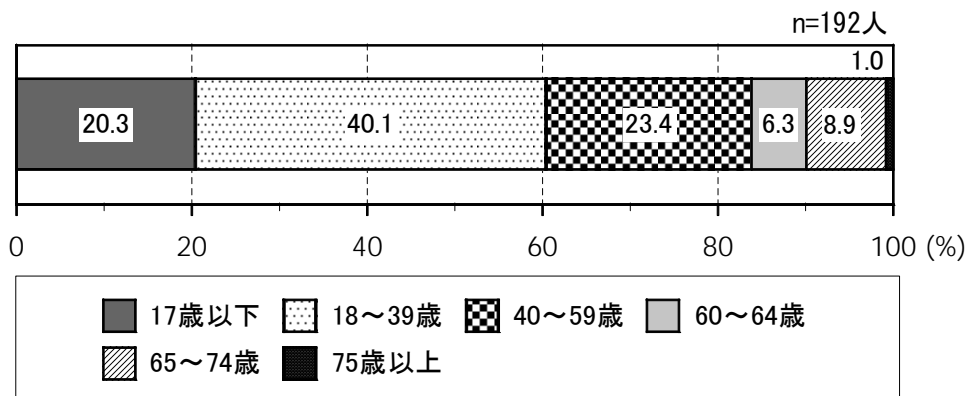
配布・回収方法	配布数	回収数	回収率
市内の通所事業所を通じて配布・回収	105人	95人	90.5%
郵送	145人	97人	66.9%
合計	250人	192人	76.8%

(4) 調査結果の概要

①回答者について

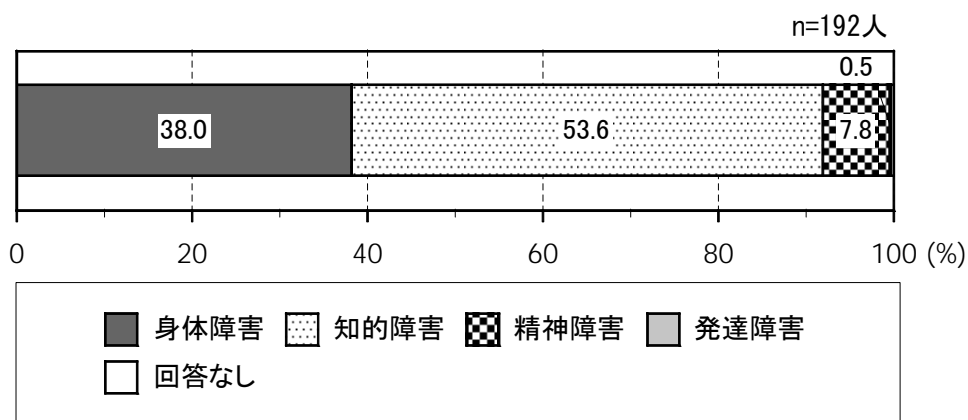
《年齢》

回答者の年齢は、「17歳以下」が20.3%、18歳以上が79.7%です。



《障害種別》

回答者の障害種別は、「知的障害」が53.6%と最も多く、次いで「身体障害」が38.0%、「精神障害」が7.8%、「発達障害」が0.5%です。

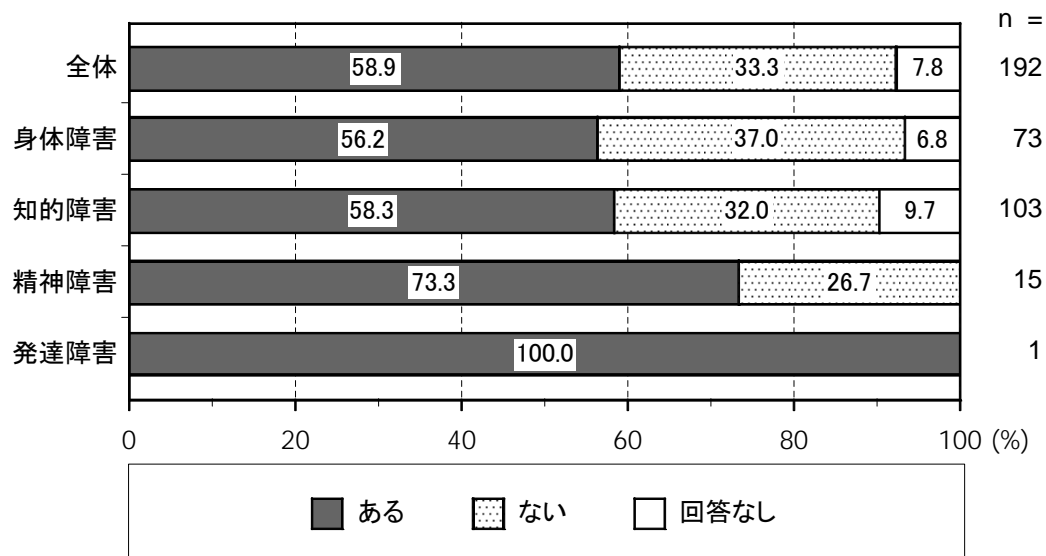


②相談について

＜相談について困った経験の有無＞

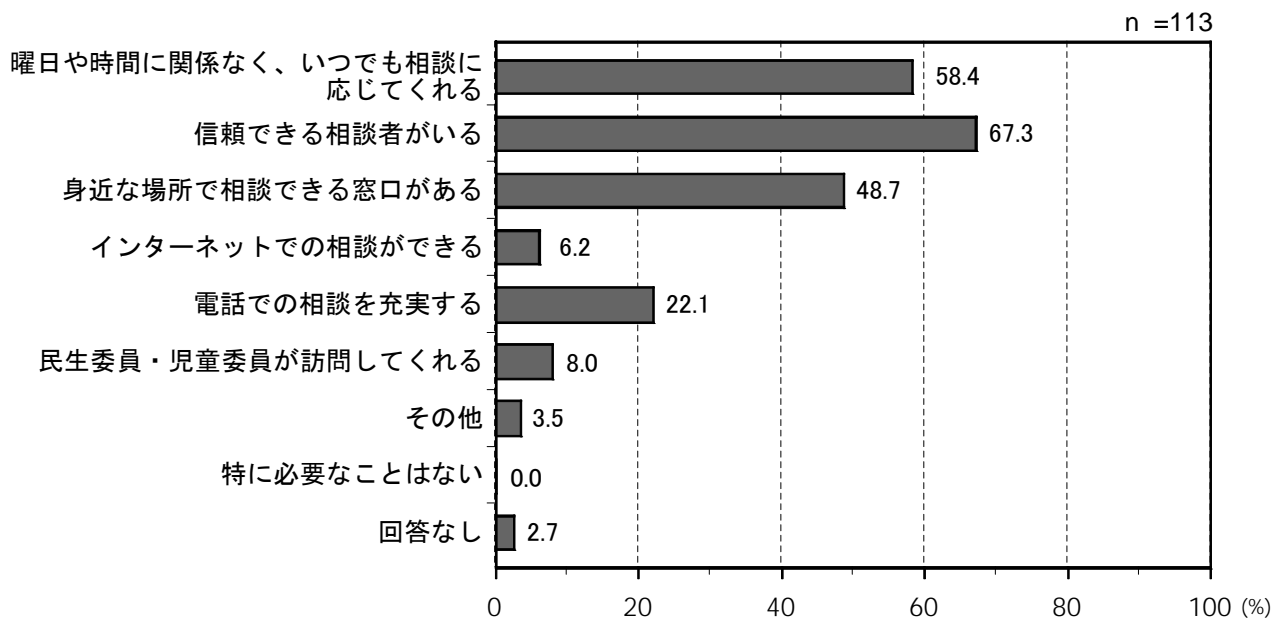
相談に対して困った経験のある人は、全体で約6割です。

障害種別にみると、対象者が少ないものの、発達障害においては対象者となる1人が、精神障害においては11人が「ある」と回答しています。



＜相談しやすくするために必要なこと＞

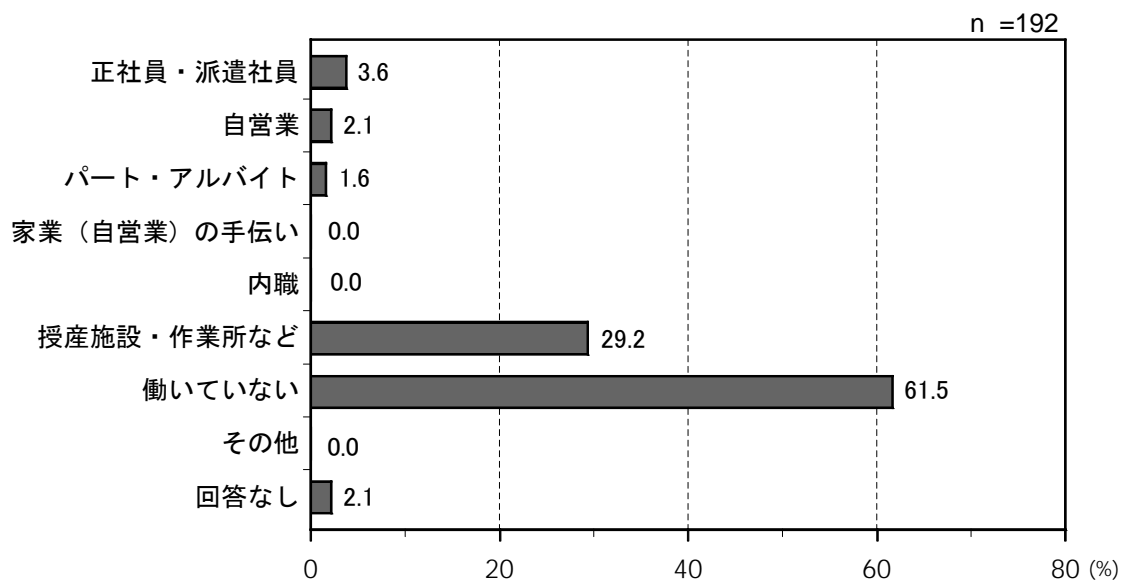
相談しやすくするために必要なことは、「信頼できる相談者がいる」や「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」「身近な場所で相談できる窓口がある」が多く、身近な場所でいつでも利用可能な相談場所や、相談する職員の資質向上が求められています。



③就労について

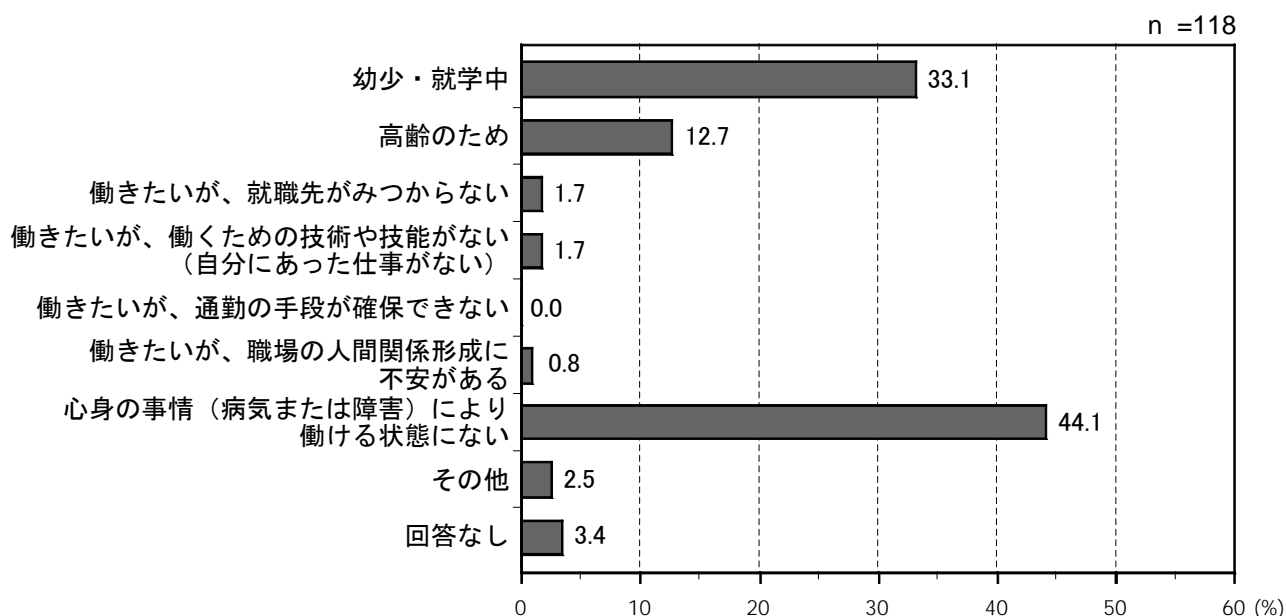
《就労状況》

回答者のうち就労している人は「働いていない」「回答なし」を除く36.4%です。その就労形態は、「授産施設・作業所など」が最も多くなっています。



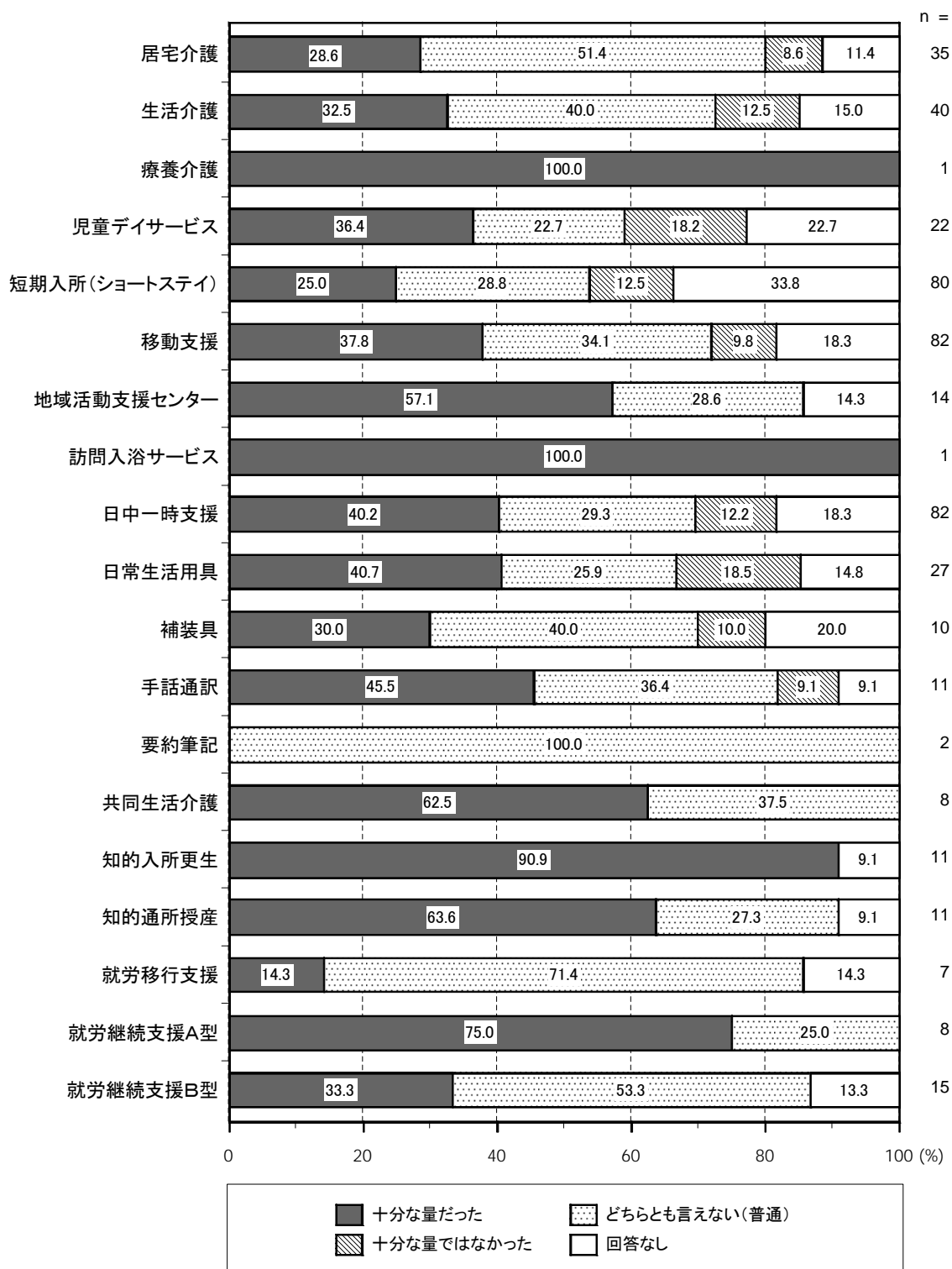
《働いていない理由》

働いていない理由は、「幼少・就学中」や「高齢のため」など年齢によるものもありますが、「心身の事情（病気または障害）により働ける状態にない」が4割を超えて多い状況であり、就労環境などの整備だけではなく、対象者本人の心身の事情により働ける状態にないことが大きな理由となっています。



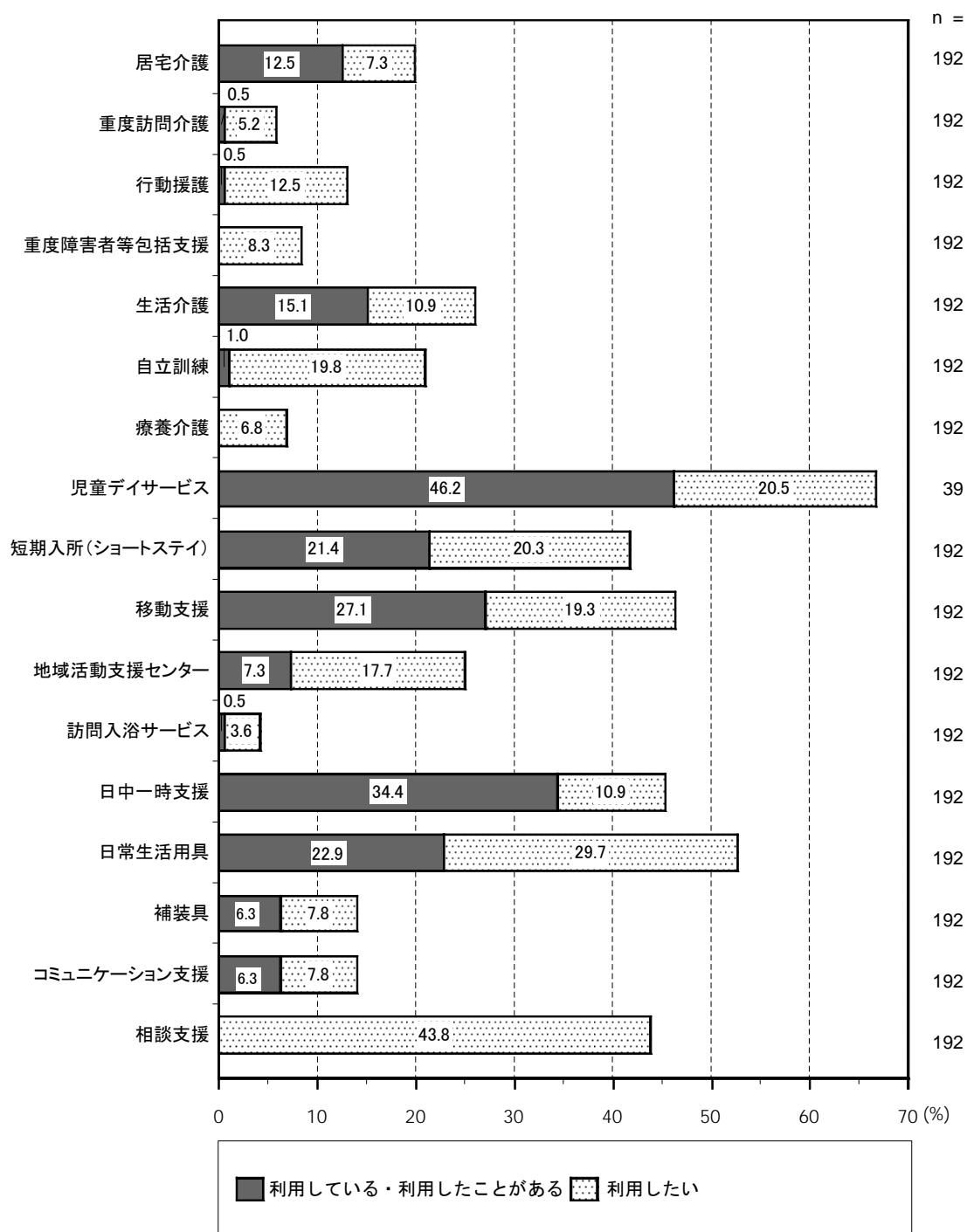
④障害福祉サービスの利用満足度について

居宅介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、移動支援、日中一時支援、日常生活用具、補装具、手話通訳で、「十分な量ではなかった」と回答している人がいます。



⑤障害福祉サービスの利用状況・利用意向について

今後の障害福祉サービスの利用意向については、相談支援、日常生活用具、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、自立訓練などの利用意向が高くなっています。

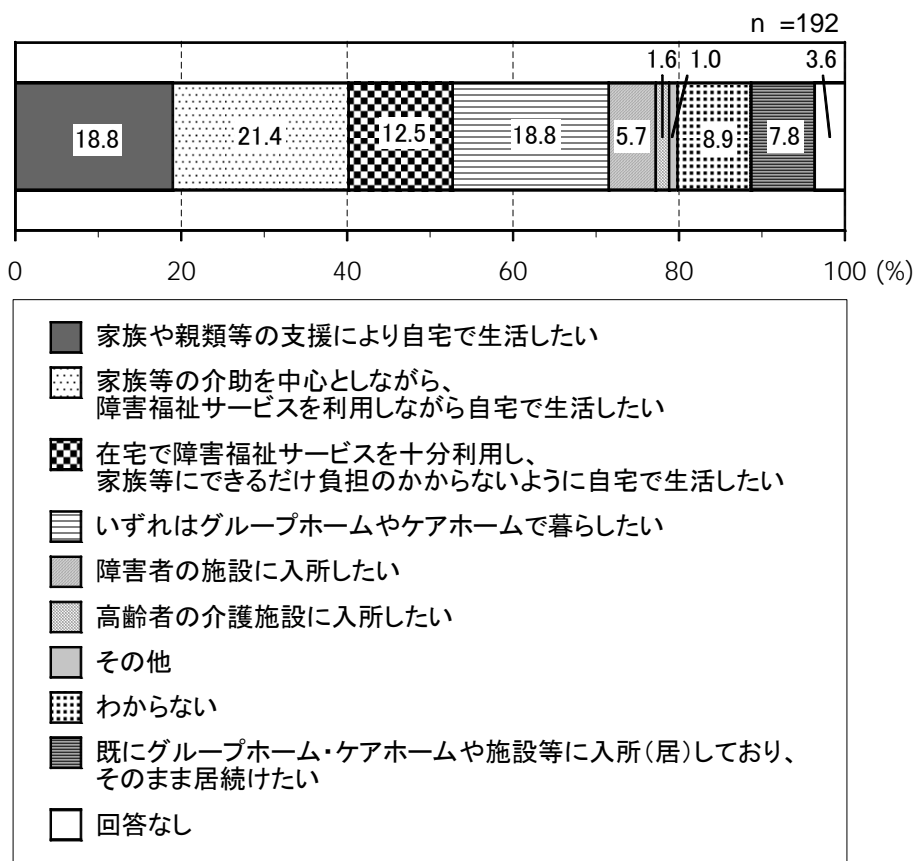


⑥今後の居住の場について

＜将来的に希望する居住の場＞

将来的に希望する居住の場については、障害福祉サービス等の利用程度については違いがみられるものの、半数以上の人々が地域において自宅で生活したいと回答しており、在宅での生活をサポートするサービスの充実が必要です。

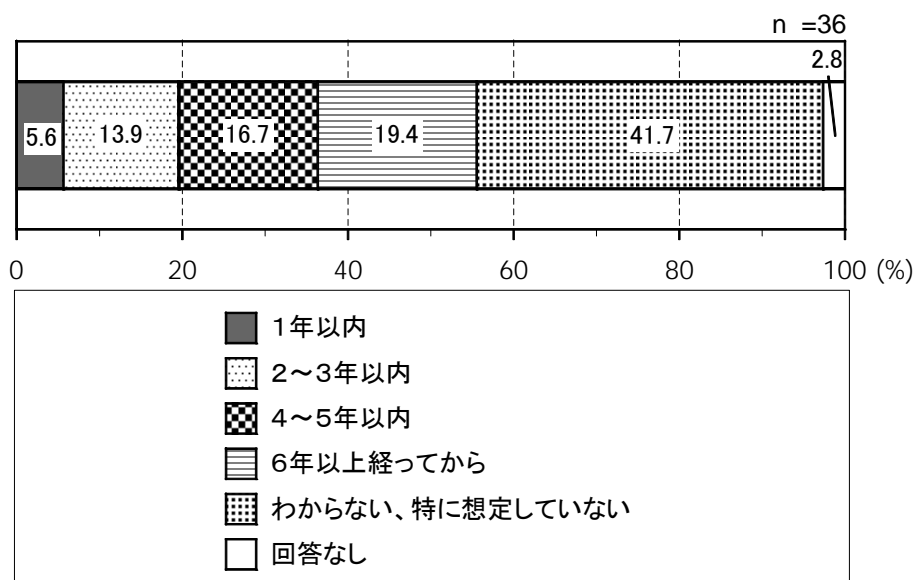
一方で、「いずれはグループホームやケアホームで暮らしたい」が約2割となっています。



《グループホーム・ケアホームでの居住を希望する時期》

グループホームやケアホームでの居住を希望する時期は、「わからない、特に想定していない」が約4割と多いものの、5年以内と回答している人が36.2%、3年以内と回答している人は約2割となっています。

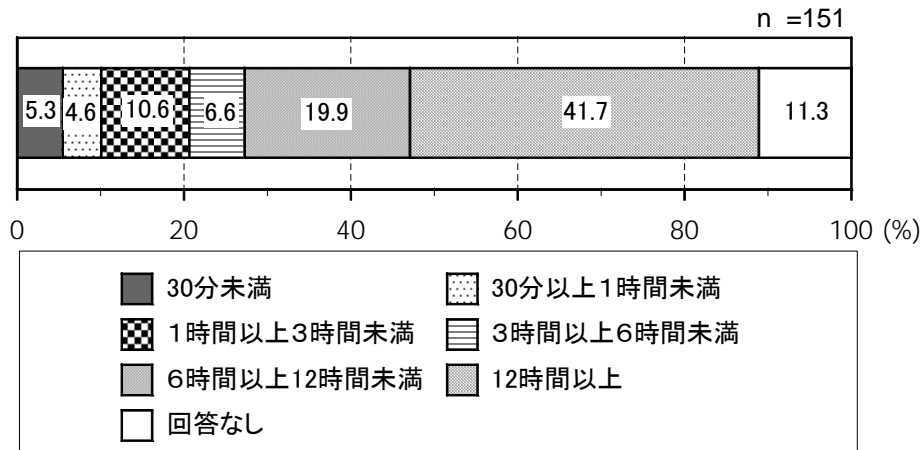
今後、グループホーム・ケアホームのニーズを把握したうえで、整備状況を踏まえながら、計画的に整備を進めていくことが求められています。



⑦主な介助者について

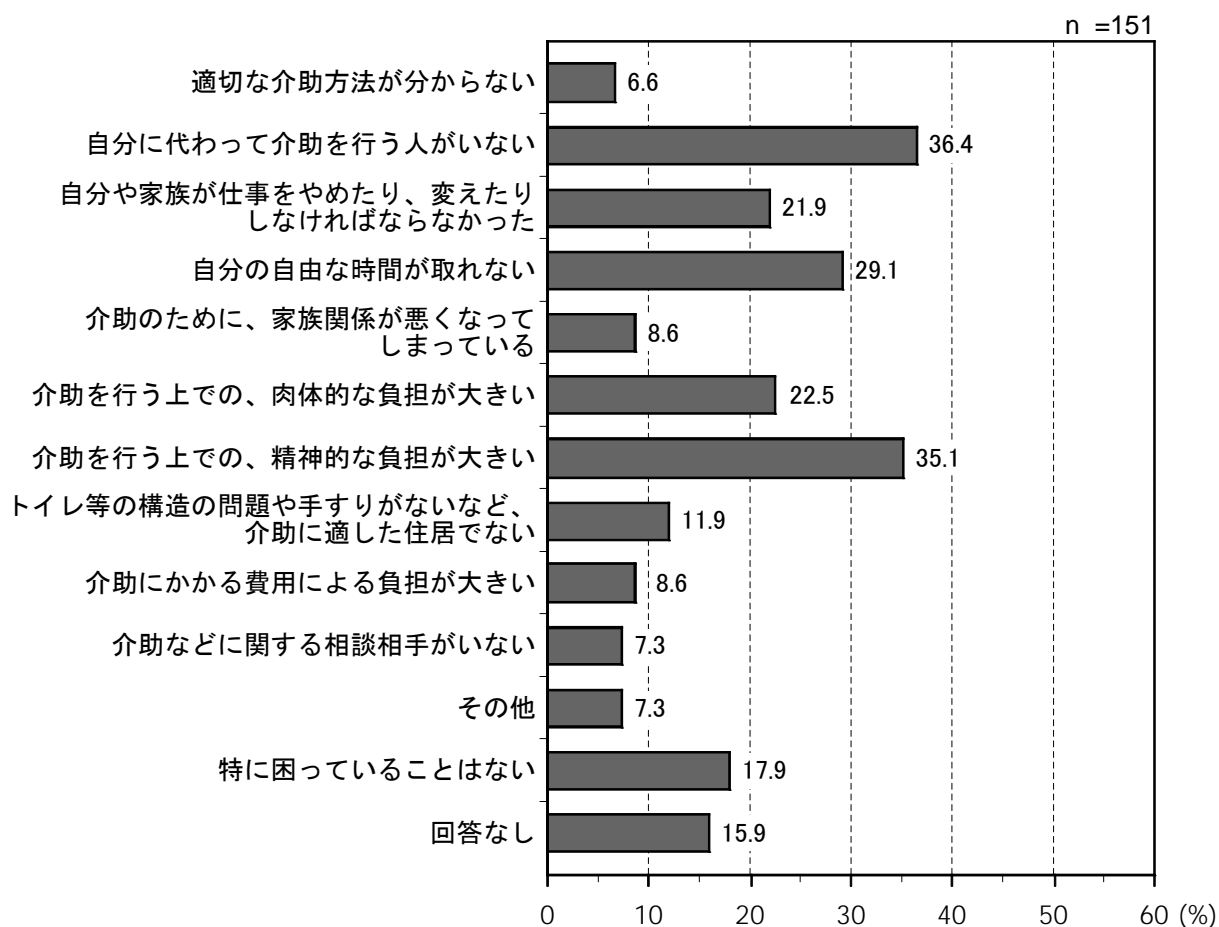
＜1日のうちで主な介助者が介助をしている平均時間＞

主な介助者が1日に介助している時間の平均は、「12時間以上」が4割を超えて多く、長時間の介助が必要な人が多い状況です。



《主な介助者が介助をする上で困っていること》

主な介助者が困っていることとして、「自分に代わって介助を行う人がいない」や「介助を行う上での、精神的な負担が大きい」「自分の自由な時間が取れない」「介助を行う上での、肉体的な負担が大きい」「自分や家族が仕事をやめたり、変えたりしなければならなかった」などが多く、介助者をサポートするサービスの充実とともに、日常的に介助している介助者がリフレッシュできるようなサービスも求められています。



2 懇話会で出された意見の概要

1 目的

障害福祉計画の見直しの基礎資料を得るために、障害のある人の実態調査の一環として懇話会形式の意見交換会を開催し、障害者関係団体等の意向を把握しました。

なお、第1回の懇話会の開催に先立って（1）障害者（児）を取り巻く環境について、（2）介護給付、訓練給付について、（3）地域生活支援について、（4）新しい障害福祉計画に盛り込んでほしい項目の4点について、障害者関係団体等を対象に聞き取り調査を実施し、そのまとめに基づいて懇話会における意見交換を進めました。

2 実施時期

第1回：平成23年 7月21日（木）

第2回：平成23年11月17日（木）

3 参加団体

- 安城市身体障害者福祉協会
- 安城市手をつなぐ親の会
- 安城市自閉症児の自立を目指す親の会「めーぷる」
- 精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」
- 社会福祉法人 むくもり福祉会
- 社会福祉法人 ポテト福祉会
- 社会福祉法人 ぶなの木福祉会
- 県立岡崎養護学校
- 県立安城養護学校
- 安城市ボランティア連絡協議会

4 意見の概要

ア 障害者（児）を取り巻く環境について

《重度身体障害者の日中の居場所、医療的ケア》

- ・ 養護学校の現場でも、医療的な進歩によって、肢体不自由の重度障害の生徒が増えている。重度の障害のある子ども達の一番の目標は、毎日学校に通うことである。生活リズムを安定させることが生きる力になる。
- ・ 卒業後でも養護学校に通っている時と同様の生活リズムを崩したくないという保護者のニーズは高い。
- ・ 重度重複障害者のためのサービス基盤は、他の障害種別と比べると対応等が遅れている。
- ・ 今後、重度の障害児が養護学校を卒業し、地域生活をおくる人が増えてくる。医療的ケアを受けながら地域生活が行えるようなサービス基盤を整えることが求められている。

《災害時要援護者の登録制度》

- ・ 災害時要援護者登録制度の存在や内容について、広報が不十分である。また、内容を理解していない人がいる。
- ・ 聴覚・視覚障害者は、災害時の連絡方法に対してすごく不安をもっている。
- ・ 担当課である社会福祉課と連携し、わかりやすい資料の作成や広報の充実を強化していただきたい。

《居住系サービス(グループホーム・ケアホーム)の整備》

- ・ 介護者である保護者も高齢化しており、親亡き後のことを不安に思っている人が少なくない。
- ・ 入所施設をつくる会が設立されており、24時間生活できる居住の場を求めている人がいる。また、視覚障害者が入居できるグループホーム・ケアホームの整備を求める声がある。こうした中、ケアホームの整備を検討している社会福祉法人もある。

イ 介護給付、訓練給付について

《増加傾向にある中途障害者への対応》

- ・生活介護の利用者の中には、先天的な障害だけでなく、加齢や病気等による中途障害者のニーズも高まっており、そうした人の利用も増えてきている。このため、中途障害者への対応も求められる。

《重度身体障害者の緊急時の居場所》

- ・現在、重度の障害のある子ども達は、緊急時に、春日井市にあるコロニーや浜松市にある医療センターに行っている。西三河地域など地域間で連携を図りながら、緊急時に、重度の障害をもった子ども達を介護することができる施設の整備が求められている。

ウ 地域生活支援について

《相談支援体制の整備》

- ・緊急時の相談支援体制への充実は各施設から求められている。夜間や休日など、一番相談したい時に相談する先が閉まっているという声をよく聞く。いつでも相談にのってもらえるような拠点の整備が必要である。
- ・最近では、小中学校に通い、相談支援事業を知らずにいる保護者も多い。保護者を含めた支援体制の強化が求められている。
- ・相談窓口がどこにあるか知らない人も多いため、その啓発が必要である。
- ・市が目指すべき方向として、社会福祉協議会（ふれあいサービスセンター）は総合的な相談窓口としての役割を果たし、障害種別ごとに相談内容も異なるため、障害種別に応じた専門の相談窓口を各相談支援事業者に設けてはいかがか。
- ・各相談支援事業者が、個別に問題を抱えるのではなく、問題が出るたびに、困難事例として検討会議を開き、迅速に検討・対応できる体制が望ましい。

《地域活動支援センター(桜井身障デイ)の在り方》

- ・地域活動支援事業について、重度身体障害者が期待している施設としては桜井の身障デイがある。お風呂もあるし、看護師もいる。病院から退院した後に行く場所のない、医療的ケアの必要な方々で、週2、3回通う方は桜井身障デイに通う等、民間事業者の施設と住み分けが求められる。
- ・桜井の地域活動支援センターは、身体障害者のためのサービスとして始まっているが、障害区別の壁を取り払い、3障害の方が利用できるような施設にすることが望まれる。特に、精神障害のある人の日中の居場所が不足している状況がある。障害の特性に合わせた活動の場としていく必要がある。

3 安城市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた同法第87条第1項の基本指針に即して、安城市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、安城市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害福祉計画の策定に際し意見を述べるものとする。

2 委員会は、障害福祉計画の策定の完了によりその使命を終了するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、福祉、医療、雇用、教育等の関係者及び障害者を代表する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、障害福祉計画の策定が完了するまでとする。ただし、関係機関の役職等をもって委嘱された者にあつては、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長の指名により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、議長を務める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

4 安城市障害福祉計画策定委員会委員名簿

No	役職名	所属団体	氏名	役職
1	委員長	安城市社会福祉協議会	大見 賢治	会長
2	副委員長	安城市町内会長連絡協議会	浦田 徳春	副会長
3	委員	安城市医師会	藤井 康彰	会長
4	委員	安城商工会議所	大見 哲久	雇用労働委員会委員長
5	委員	刈谷公共職業安定所 (ハローワーク)	服部 克	就職促進指導官
6	委員	衣浦東部保健所	小出 世志子	健康支援課長
7	委員	安城市小中学校校長会	三浦 陽市	特別支援教育研究協議会会長
8	委員	愛知県立安城養護学校	成瀬 弘司	進路指導主事
9	委員	安城市身体障害者福祉協会	岡田 龍祐	会長
10	委員	安城市手をつなぐ親の会	柵木 守	会長
11	委員	精神障害者安城地域家族会 「ふなの木会」	徳永 宏	副会長
12	委員	ポテト福祉会	黒川 久美子	ポテトハウス施設長
13	委員	市民代表	丹羽 宏光	

5 関係団体等懇話会参加団体

13 団体に懇話会への参加を呼びかけ、10 団体のご参加を得て、ご意見をいただきました。

- 安城市身体障害者福祉協会
- 安城市手をつなぐ親の会
- 安城市自閉症児の自立を目指す親の会「めーぷる」
- 精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」
- 社会福祉法人 むくもり福祉会
- 社会福祉法人 ポテト福祉会
- 社会福祉法人 ぶなの木福祉会
- 県立岡崎養護学校
- 県立安城養護学校
- 安城市ボランティア連絡協議会

<順不同>

6 安城市地域自立支援協議会委員名簿

所属団体	氏名
安城市社会福祉協議会会長	大見 賢治
安城市民生委員児童委員協議会（障害者部会）	多田 則子
安城市医師会会長	藤井 康彰
安城市医師会（精神）	飯島 徳哲
安城市町内会長連絡協議会副会長	浦田 徳春
安城商工会議所雇用労働委員会委員長	大見 哲久
刈谷公共職業安定所（ハローワーク）就職促進指導官	服部 克
衣浦東部保健所健康支援課主査	前澤 とし子
愛知県立安城養護学校進路指導主事	成瀬 弘司
安城市小中学校校長会（特別支援教育推進協議会会長）	三浦 陽市
安城市ボランティア連絡協議会会長	横山 松男
社会福祉法人ぬくもり福祉会（まるくてワークス施設長）	鈴木 眞一
安城市身体障害者福祉協会会長	岡田 龍祐
安城市手をつなぐ親の会広報部長	神谷 佐奈美
精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」副会長	岩月 昭
当事者（障害者）代表	本田 桂吾

7 第3期障害福祉計画策定経過の概要

	年 月 日	実 施 内 容
1	平成23年 6月27日	第1回障害福祉計画策定委員会 (1) 障害福祉計画について ア 第2期障害福祉計画 イ 第2期障害福祉計画における進捗状況 (2) 障害者の状況について (3) 障害者へのアンケートについて (4) 第3期障害福祉計画策定スケジュールについて
2	平成23年 6月27日	第1回圏域検討会議（西三河総合庁舎）
3	平成23年 7月21日	第1回関係団体等懇話会 (1) 第2期障害福祉計画における進捗状況 (2) 第3期障害福祉計画策定について (3) 聞き取り調査 (4) 意見交換
4	平成23年 7月	アンケート調査 （障害福祉サービス等利用者250人対象）
5	平成23年 8月 4日	第1回地域自立支援協議会 (1) 第2期障害福祉計画における進捗状況 (2) 第3期障害福祉計画策定について (3) 第3期障害福祉計画策定スケジュールについて
6	平成23年 8月	ヒアリング調査（聞き取り調査9団体）
7	平成23年 8月11日	第2回障害福祉計画策定委員会 (1) アンケート調査報告 (2) 関係団体等懇話会意見報告
8	平成23年 8月29日	第2回圏域検討会議（西三河総合庁舎）
9	平成23年11月17日	第2回関係団体等懇話会 (1) 第3期障害福祉計画（素案）について (2) 第3期障害福祉計画策定スケジュールについて (3) 意見交換
10	平成23年11月24日	第2回地域自立支援協議会 (1) 第3期障害福祉計画（素案）について (2) 第3期障害福祉計画策定スケジュールについて
11	平成23年12月 1日	第3回障害福祉計画策定委員会 (1) 第3期障害福祉計画（案）について (2) 意見交換
12	平成23年12月15日 ～24年 1月13日	パブリックコメント募集
13	平成24年 2月23日	第4回障害福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメントの結果と対応 (2) 第3期障害福祉計画最終案



市制施行60周年
(平成24年)

第3期安城市障害福祉計画 (平成24年度～平成26年度)

発行日 平成24年3月
発行 安城市役所 保健福祉部障害福祉課
〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話 0566-71-2259 (直通)
0566-76-1111 (代表)
FAX 0566-74-6789
<http://www.city.anjo.aichi.jp/>
mail shofuku@city.anjo.aichi.jp



新美南吉生誕100年
(平成25年)